

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

令和6年3月13日

摂津市議会

# 目 次

総務建設常任委員会

3月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	
審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査-----	3
（市長公室・総合行政委員会・消防本部所管分）	
質疑（香川良平委員、南野直司委員、嶋野浩一朗委員、野口博委員、安藤薫委員）	
議案第5号の審査-----	43
議案第26号の審査-----	43
議案第18号の審査-----	44
議案第34号の審査-----	44
質疑（塚本崇委員、香川良平委員、南野直司委員、嶋野浩一朗委員、安藤薫委員）	
議案第19号の審査所管分-----	55
議案第17号の審査所管分-----	55
議案第20号の審査所管分-----	55
議案第22号の審査所管分-----	55
議案第33号の審査-----	55
議案第35号の審査-----	55
採決-----	55
所管事項に関する調査について-----	56
閉会の宣告-----	57

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和6年3月13日(水) 午前9時58分 開会  
午後4時 6分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長	三好義治	副委員長	安藤 薫	委員	野口 博
委員	南野直司	委員	塚本 崇	委員	香川良平
委員	嶋野浩一朗				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆  
市長公室長 平井貴志 総務部長 山口 猛  
建設部長 武井義孝 消防長 松田俊也  
総合行政委員会事務局長 石原幸一郎  
消防本部次長兼消防署長 幸田英基  
市長公室副理事 森川 護 同室副理事兼秘書課長 川西浩司  
同室副理事兼人権女性政策課長 由井秀子  
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子  
総合行政委員会事務局副理事兼局次長 溝口哲也  
消防本部副理事兼警備課参事 林 州次  
広報課長 仲野 誠 政策推進課長 有場 隆 人事課長 松本泰洋  
資産活用課長 浅田明典 消防総務課長 大藪 忠  
予防課 大坪孝志 警備企画課長 角田哲志 救急救命課長 小田原利博  
警防第1課長 日野啓二 警防第2課長 小西智文  
政策推進課参事 寺田荘史 政策推進課参事 垣本和宏

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長代理 香山叔彦

## 1. 審査案件（審査順）

- 議案第 1 号 令和 6 年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第 9 号 令和 5 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 0 号）所管分
- 議案第 5 号 令和 6 年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第 2 6 号 摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 1 8 号 摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 3 4 号 摂津市減債基金条例を廃止する条例制定の件
- 議案第 1 9 号 摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第 1 条（摂津市監査委員に関する条例の一部改正）に関する部分）
- 議案第 1 7 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（摂津市がん検診運営委員会以外に関する部分）
- 議案第 2 0 号 摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（いじめ問題対策委員会委員以外に関する部分）
- 議案第 2 2 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分（狂犬病予防法の特例制度による犬の登録に係る手数料以外に関する部分）
- 議案第 3 3 号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 3 5 号 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議の件

(午前9時58分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は安藤委員を指名します。

昨日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 おはようございます。

それでは、令和6年度予算について質問させていただきます。

まず、広報課、2点ございます。

質問番号1番、予算概要16ページ、ふるさと応援寄附金推進事業についてお伺いいたします。

ふるさと応援寄附金業務委託料が前年度対比で1,262万7,000円増額となっております。

要因については代表質問でも触れられておりまして、ふるさと応援寄附金の専用ポータルサイトを追加することから増額になっていると認識しております。改めて令和6年度の取組内容についてお聞かせください。

次に、質問番号2番、予算概要16ページ、シティプロモーション推進事業の中の北摂連携事業負担金についてお伺いいたします。

これは昨年度になかったもので恐らく新規事業になると思っております。内容についてお伺いいたします。

次、選挙管理委員会事務局に1点お聞きします。

質問番号3番、予算概要38ページ、市長選挙事業についてお伺いいたします。

令和6年9月22日に市長選挙が行われることが決定しました。前回行われまし

た市長選挙の投票率が33.42%でありました。これは有権者の約7割の方が投票を辞退された結果となっており、とても民意が反映されたとは言い難い結果と感じております。

投票率の向上は喫緊の課題であり、選挙管理委員会事務局としても投票率向上に向けた取組を行っていく必要があると考えております。

本年行われる市長選挙における投票率向上に向け、どのような取組を行うのか、お伺いをいたします。

次、消防総務課、1点です。

質問番号4番、予算概要100ページ、消防活動管理事業についてお伺いいたします。

主要事業一覧において、災害応急救助等に従事する消防隊員専用の備蓄品を整備するとのことですが、どのような内容であるのかについてお聞かせください。

次、警備企画課、1点でございます。

質問番号5番、予算概要102ページ、指令・通信事業についてお伺いいたします。

代表質問でも触れられておりましたが、北大阪消防指令センターの5市による共同運用が令和6年度から開始するとのことあります。多額の予算が計上されております。予算の概要について1回目お伺いいたします。

以上5点です。お願いします。

○三好義治委員長 仲野課長。

○仲野広報課長 それでは、広報課に関わります2点のご質問についてご答弁させていただきます。

まず質問番号1番、ふるさと応援寄附金推進事業のふるさと応援寄附金業務委託料の令和6年度の取組についてでございます。

これまでふるさと納税のポータルサイト1者で執り行っておりましたけども、令和6年度におきましてはポータルサイトを四つに増設させていただければと考えております。

予算の大幅な増加につきましては、各ポータルサイトの業務委託料や返礼品代などの費用を計上させていただいたためでございます。

新たなポータルサイトにつきましては、現在のさとふるに加えまして楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス、ふるなびといった会員数が多く、認知度が高いサイトの増設を想定しております。

続きまして、質問番号2番、シティプロモーション推進事業の北摂連携事業負担金の内容についてでございます。

こちらの内容につきましては、大阪・関西万博の機運醸成に向けて、府下で様々な動きがある中で、北摂地域で連携して取り組んでいこうという流れの中、北摂各市町をPRする冊子の作成に要する費用でございます。

また、北摂各市町の特産品などで北摂弁当として合同の弁当を作成する費用でございます。

この特産品につきましては、本市は鳥飼なすとふるさと納税の返礼品であるエビフライを想定しております。

それぞれの費用につきましては、各々参加する市町の参加数と人口割合で負担が異なっておりまして、本市の負担につきましては、PR冊子は制作費のうち4.8%、お弁当は5.2%の割合で計上しております。

なお、北摂各市町のPR冊子の制作費用につきましては、企業協賛も募る予定で、協賛がございましたら各市町の負担も減

る見込みでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 溝口副理事。

○溝口総合行政委員会副理事 それでは、選挙管理委員会に係ります市長選挙事業の投票率向上に向けた取組について答弁をさせていただきます。

投票率向上に向けては、啓発が大事だと考えております。これまでも選挙の際には様々な啓発活動、広報活動等を行っております。広報紙への掲載でありましたり、啓発チラシや選挙公報の配布、また公用車への啓発用のボディーパネルの貼り付けや、巡回広報、防災無線による広報などを実施しているところでございます。また、最近ではLINEによる啓発も行っております。

なかなか投票率向上にすぐに特効薬といったものはございませんけれども、地道な啓発活動を行っていくことが大切であると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 それでは、質問番号4番、災害応急救助等に従事する消防隊員専用の備蓄品についての質問にお答えいたします。

大規模災害はいつ発生するか分かりません。消防職員は大規模災害が発生すれば即時に対応してまいります。今までは職員が自身の食料等について備蓄することにしていましたが、改めて検討しましたところ、食料等だけの備蓄では対応が不十分であると認識いたしました。消防本部として、大規模災害発生から72時間における災害応急救助活動をより円滑に継続するためには、迅速で組織的な対応が必要でありますので、消防本部の備えとして備蓄品を

整備するものでございます。

今回、備蓄品として整備するものの内訳といたしましては、職員の3日分の備蓄食料及び飲料水、非常用排便収納袋、それからカセットこんろ及びカセットこんろ用のガス、それからウオータータンク、水中ポンプ及び寝袋でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 それでは、質問番号5番、5市共同運用に係る予算の概要についてご説明いたします。

主なものといたしましては、消防指令システム構築及び構築管理業務委託に係ります本市の負担金、北大阪指令センターに係ります保守、運用職員派遣に係ります本市の負担金、デジタル無線の保守・運用に係ります本市の負担金でございます。

そのほかにも回線使用料、高所監視カメラに係ります使用料と賠償責任保険料、それとプリンタートナー等の消耗品、所管機器に係る修繕料、あと無線従事者養成講習負担金がございます。

以上です。

○三好義治委員長 香川委員。

○香川良平委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番、ふるさと応援寄附金推進事業についてでございます。

ポータルサイトを増設することとあります。多くの人に摂津市を知っていただくこと、そして寄附金を募るためにはポータルサイトの増設、大変効果的であると考えております。

ポータルサイトを増設することについて、市として何を目指していくのかをお聞きします。

次、質問番号2番、北摂連携事業負担金

について、シティプロモーションにおいて、北摂で連携して取り組む事業はなかなかなかったのではないのかと感じています。今回を機に、北摂地域が連携して地域の魅力発信にしっかりと取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、市長選挙事業についてでございます。

投票率向上への取組についてご答弁をいただきました。

私、かねてより期日前投票所の開設期間の拡充について質問、要望を行ってききました。

9月に行われる市長選挙において、期日前投票所の場所、そして開設期間についてどのように決まっているのかを教えてください。

質問番号4番、消防活動管理事業についてでございます

職員3日分の備蓄食料等々を整備することとありました。これは必要なものだと思いますので、在庫の管理等々含めてしっかりと管理していただけたらと思います。

最後に、北大阪消防指令センターの共同運用について、1回目、予算の概要についてご答弁をいただきました。

2回目にお聞かせいただきたいのが、北大阪消防指令センター運用開始後の人員体制についてどのようになるのかをお聞かせいただきたい。

以上です。

○三好義治委員長 仲野課長。

○仲野広報課長 それでは、香川委員のふるさと応援寄附金推進事業に係ります2回目の質問にお答えさせていただきます。

今回の市の目的といたしましては、シテ

イプロモーション戦略と地場産業の活性化、この二つの課題に効果的に取り組むために、ふるさと応援寄附金推進事業を実施させていただいております。

今年度におきましては、北は北海道から南は沖縄の方まで全国の方に寄附をいただいております。

今後も摂津市のことを一層知っていただけるよう、今回のポータルサイトの増設など、シティプロモーションの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 溝口副理事。

○溝口総合行政委員会副理事 それでは、2回目の選挙に関わる期日前投票の場所と開設期間についての質問にお答えいたします。

先般、3月1日の選挙管理委員会におきまして、摂津市長選挙の投票期日を決定させていただいたところでございます。期日前投票の場所、開設期間については、まだ正式には決定しておりませんが、これまでの選挙と同様の形を予定させていただいております。

場所につきましてはこれまでと同様の市役所本館1階の場所と、フォルテ301、ゆうゆうホール鳥飼西、この3か所を予定しております。

期間につきましては、従前それぞれ2日間で実施していた分を4日間に、令和3年の市議会議員選挙から延長しております。そのような形で市役所本館につきましては告示日の翌日から投票期日の前日までの市長選でありましたら6日間、フォルテ301とゆうゆうホール鳥飼西につきましてはこれまでと同様の4日間を予定しているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 それでは、北大阪消防指令センターに係ります2回目の質問にお答えいたします。

指令センター2市での運用は吹田市と行っておりますけれども、吹田市、摂津市全体で6名の毎日勤務者、隔日勤務の指令員37名が2部制体制で勤務しております。本市からは指令員が5名、毎日勤務でシステムを担当する者が1名、計6名を派遣しております。

5市での運用となりますと、センター長以下毎日勤務7名と、指令官、副指令官を初めとします指令員、これが42名、合計49名の体制で北大阪指令センターを運営することになります。

指令員は2部から3部に変わります。本市からは、指令員が各1部1名の合計3名で、毎日勤務でシステム担当の者として1名、合計4名となります。

2名が摂津市に戻ってくるようになりますので、その2名が現場要員だとか、予防要員だとか、そういうところの配置が可能になります。

北摂5市2町の住民約114万人になりますが、その方からの119番通報は2市の受信件数の約2.5倍になります。正確迅速に処理しまして、管轄区域の市民、町民の方の生命、身体、財産をしっかりと守ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○三好義治委員長 香川委員。

○香川良平委員 ふるさと納税については、分かりました。令和6年度から楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス、ふるなびの三つのポータルサイトを増設することです。各サイトによって事務の進め方等々が違っていることもあるのかと思っています。業務の負担自体が増えるかも

しませんが、くれぐれもミスのないように着実に摂津市の魅力を発信できるように取り組んでいただきたいと思います。要望です。

選挙管理委員会事務局です。

前回の市議会議員選挙と同じ期間という答えであり、残念です。

やっぱり期日前投票所、開設期間を市役所と同じように通期開設、6日間開けたら期日前投票における投票率はもっともっと上がっていくと思います。それは投票率向上にもつながってくると思います。近隣他市を見ていると、どこの市とまでは言わないですけど、期日前投票所は通期開催の6日間やっているところのほうがほとんどです。今のところは拡充の予定がないとのことですが、一度検討していただけたらと思います。これも要望です。

最後、消防指令センター、5市での運用になることで、人員2名が摂津市に戻ってくるとのことでありました。現場の要員等々に当てていただいて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○三好義治委員長 南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。

何点かお聞かせください。

まず、予算概要16ページになります。

ホームページ事業についてでございます。2018年4月に今のホームページがリニューアルをされました。そこから6年がたっております。市民の方から、あるいは職員の皆さんからホームページに対していろんな意見を頂戴していると思います。私自身も摂津市のホームページを開けて、もう慣れていきますから見やすいと思っています。いろんな意見が出ていると思う

のですが、令和6年度にリニューアルについてのご検討をされるのか、中身についてお聞かせいただきたい。

2番目です。

同じく16ページ、シティプロモーション推進事業についてでございます。

代表質問でもいろいろさせていただきまして、令和6年度はカプセルトイを使って子どもたちに大人気のものをしますということで高く評価をさせていただいております。シティプロモーションにおいては、インスタグラム、あるいはそれを通じてのフォトコンテスト、それから大阪銘木フェスタ等々、様々な取組を展開していただいておりますけども、シティプロモーションサイト、インターネットの&sett su、私自身はあの取組も評価をさせていただいております。令和6年度について、どのような&sett su、シティプロモーションサイトの取組を考えておられるのか、お聞かせください。

3点目です。

20ページになります。

鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業の中で、令和6年度に説明会等々を実施されると思います。令和5年度ですけど、庁舎の7階で説明会をされたとき僕も参加させてもらいました。リモートを使って、ハイブリッド形式でされましたけども、あのような取組を考えておられるのか、令和6年度について、お聞かせください。

それから、4点目でございます。

淀川河川防災ステーション等整備促進事業です。令和6年度は淀川河川防災ステーション上部における公共施設の機能等について、住民の意見をお聴きして、そして検討を進めていきますということで、上部施設に焦点が当たっております。淀川の

防災ステーションですから、河川を活用しての鳥飼まちづくりランドデザインという大きな取組になるかもしれませんが、一体で進めていくという話が出ていたと思います。自転車のシェアリングとか、あとは健康の観点から保健福祉部と連携をとってウォーキングとか、そういう観点も出ていたと思います。河川を含めた取組も令和6年度で検討されるのか、教えていただきたいと。

次に、5番目になります。

24ページの人権啓発推進事業、これは昨日も質問が出ましたので、要望とさせていただきます。

令和6年度はインターネット上の差別的な書き込みや表現の排除に向けモニタリングを実施していきますとのことでございます。

私自身もYouTubeとか、摂津市に対しての動画を配信されていたり、本当に許せない中身だと思っていて、そういう部分、一つ一つ着実に排除に向けて取組を進めていただいています、評価をするところであります。

今回は、尼崎市等を参考に、また取り組んでいくとのことでございます。本当に地道な取組になりますけれども、本当に大事なことだと思っておりますので、どうかよろしくお願いをさせていただきます。期待して要望とさせていただきます。

それから、6番目になります。

消防団活動管理事業についてでございます。1回目に消防団の現状と活動について、そして消防本部として消防団の募集の取組をずっといろいろ工夫していただいていると思います。その辺も含めて、令和6年度の取組としてお聞かせいただきたい。

それから、次に7番目になります。

予算書63ページ、先ほど香川委員からの質問もありましたけれども、広域消防指令情報システム整備事業債で3億7,770万円の予算計上をしていただいております。これは財源の内訳として、緊急の事業債を活用されたと認識しますけれども、そういうことも含めてお聞かせください。

8番目です。

予算書214、215ページになります。

これは、職員の給料の総括として掲載されております。令和6年度は68億5,994万3,000円、そして前年度が64億6,683万2,000円で、比較して前年度より3億9,311万1,000円増額になっております。人事院勧告のことも反映されているのかと思うのですが、要因についてお聞かせください。

それから、補正予算、1点だけです。

21ページになりますけれども、これは市長公室長からも説明があったと思います。指定寄附金として政策推進課に1,050万円をいただいております。ありがたいと思うのですが、中身について、どういう活用されたかを含めてお聞かせいただきたい。

以上です。

○三好義治委員長 仲野課長。

○仲野広報課長 それでは、2点の質問についてお答えさせていただきます。

まず、質問番号1番目、ホームページについてでございます。

現在のホームページにつきましては、リニューアルしてから運用を開始して間もなく7年目になるところでございます。

近隣各市におきましてもホームページの改修を行ってきておまして、これまでいろいろご指摘いただいたように、デザイ

ンなど含め検討する必要があると考えております。

令和6年度の取組につきまして、市民からいろいろなご意見があるのではないかとのことです。直接的な意見について把握できていない部分もありますので、もう一度過去も含めて確認させていただくとともに、庁内の意見を集約させていただくなど、リニューアルに向けた検討について進めていきたいと思っております。

続きまして、質問番号2番のシティプロモーションの& s e t t s uにつきましてお答えさせていただきます。

子育て世代を中心とした、若い世代への定住促進を目的に令和3年から運用開始させていただいております。等身大の魅力、摂津市の魅力を発信し、市内外への摂津市の認知度向上と愛着度を高めるために、暮らし、子育て、楽しみ、私をキーワードに市の魅力を発信してきました。

これまで健康・産業としてのまちの魅力や子育てに関する情報の発信、また「わたし」のコーナーでは、これまで摂津市で活動する魅力的な人など14人の方を取り上げさせていただきました。

令和6年度におきましても、市にゆかりのある方を通して摂津市の魅力を発信するとともに、古くなっている情報につきましては更新させていただくなど、健康や産業のまちとしてのさらなる魅力を発信できるよう、関係課と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 3番目、オンライン開催による説明会の今後の予定についての質問にお答えいたします。

令和5年度は、10月26日に実施した田園（農業とのふれあい）のエリアと、居

住性向上エリアBの説明会や、1月18日に実施した、人とものが集まる賑わい（核）エリアの説明会において、オンラインでの参加もできる説明会を実施しております。

両説明会ともオンラインでは30代から40代の方にも参加していただくことができたことから、一定の効果はあったものと考えております。

今後もオンラインによる参加など、子育てなどで忙しく、会場までお越しいただくことが難しい世代の方でも参加しやすい環境を整えてまいりたいと思っております。

続きまして、4番目、河川防災ステーションと河川敷との一体活用についての質問にお答えいたします。

河川防災ステーションと河川敷の一体活用については、居住性向上エリアAの説明会でいただいた鳥飼地域の淀川河川敷を魅力的な場所とするためのご意見、例えばですけども、子どもたちが安全に遊べる場所の確保や、水生生物を観察できる水辺空間の整備、利用者がのんびりできる芝生広場、水辺の魅力向上や地域活性化などにつながる様々なご意見をいただいております。これらいただいたご意見をもとに居住性向上エリアAでのワークショップにおいて、具体的な取組内容について、ワークショップ参加者の皆様とともに議論を深めてまいりたいと思っております。

引き続き河川防災ステーション及び水防センターと河川敷との一体となったにぎわいの創出に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 それでは、質問番号6番、消防団の現状と活動及び団員の募集

についてのご質問にお答えいたします。

近年、全国的に消防団員数が減少する中、本市消防団も例外ではなく、団員の確保が重要な課題となってきております。

令和6年4月1日における団員の数は、基本団員が316名、OB団員が16名、機能別団員が46名の合計378名になる予定でございます。

令和5年4月1日と比べますとマイナス10名となり、これまで地元の皆様のご努力により何とか消防団員を確保していただいておりますが、減少傾向となっております。

令和3年度から消防団員の公募制度を始めまして、ホームページに掲載してまいりました。令和5年度からは市の公式LINEも活用することで11名の方からの応募もあり、そのうち2名の方が入団されております。

引き続き様々なツールを活用して一般公募を実施し、人員確保に努めているところでございます。

令和5年度の主な活動といたしましては、火災出動や台風時の地域での警戒活動を行っていただきました。啓発活動といたしましては、摂津まつりやこども消防フェアでの活動、小学校区で実施されております自主防災訓練等、地域に密着した活動を行っていただいたところでございます。

消防団は、本市におきましても将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、その要員動員力や地域密着性といった利点を生かし、大きな力を発揮していただいていると考えております。

今後におきましてもしっかりと組織を維持し、災害活動の充実が図れるよう、消防団員の確保、機械器具及び装備の充実、

教養訓練等を実施することにより、地域の防災リーダーとして地域と連携し、市民の皆様への安全・安心に対して大きな役割を果たしていただけるよう、消防本部といたしましてもバックアップしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 それでは、質問番号7番目、広域消防指令システム整備における財源の内訳、地方債についてお答えいたします。

消防本部間の連携強化、協力強化を目的としました高機能消防指令センターの整備につきましては、総務省消防庁による地方債制度として、緊急防災・減災事業債の対象となりますので、これを活用させていただくものです。

この緊急防災・減災事業債は地方債充当率が100%となっておりますため、広域消防指令情報システム負担金の100%であります3億7,770万円、単位が10万円単位になります。こちらを地方債として予算措置しているものでございます。

なお、元利償還金の70%は交付税措置されるものとなっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、質問番号8番、総人件費の質問にお答えいたします。

予算書の214、215ページの一般職の総人件費が3億9,311万1,000円増えていることの要因についてでございます。最も大きいものとして、会計年度任用職員の勤勉手当となります。勤勉手当の支給を令和6年度から開始することに伴いまして、令和6年度計上しております会計年度任用職員の1億7,79

2万2,000円、それがそのまま増額要因となります。

次に大きな要因は退職手当となります。定年延長制度導入によりまして、定年退職される職員が2年ごととなります。令和6年度は61歳になる職員が定年退職の年となりますので、これに伴いまして2億4,418万8,000円を計上しておりまして、ここで1億5,291万2,000円の増となります。残りの約6,500万円の増額につきましては、令和5年の人事院勧告に伴う制度改正として正規職員、会計年度任用職員、合わせての数字で申し上げますと、一般職給、期末手当、勤勉手当等を含めて約5,500万円、その他定期昇給に伴う増であったり、また共済組合の負担金につきましても給料や手当の増額であったり、負担金率の上昇によって増額となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 それでは、補正予算書21ページの指定寄附金に係るご質問にお答えいたします。

こちらは企業版ふるさと納税に関わるものでございます。正式名称は地方創生応援税制と申しまして、企業が市の取組に対して寄附を行った場合に、法人関係税が控除されるものでございます。

令和2年度に制度が拡充されまして、寄附額に対して最大9割控除されるような形になっております。

令和5年度から受入れを募集してまいりまして、現在まで2件ございます、1件目については9月に1,000万円、これが初めてになります。こちらは、温水プールの屋上の太陽光パネルの設置費用に充てさせていただきました。

2件目については、12月に50万円ございました。こちらは公民連携をしている企業からのお申出がございました。

こちらは自転車用のヘルメットの購入費用に充てさせていただいております。計2件で1,050万円でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 南野委員。

○南野直司委員 1番目のホームページのリニューアルについて、課長からご答弁いただきました

どうかインパクトのあるトップページになりますことを考えていただきたい。

そして、もう1個は、できたら人口何人、女性何人、男性何人というのを下にでもいいから、入れておいていただければありがたいと思います。どうぞその辺も含めて視野に入れていただいて、どうかよろしくお願ひします。要望としておきます。

2点目のシティプロモーション推進事業の中で& s e t t s uの取組についてご答弁いただきました。& s e t t s uは、私自身はもう摂津市らしいシティプロモーションサイトだと思います。観光としては、摂津市は山も海もありませんけども、川はたくさんあります。すばらしい人材がたくさんいることを全国に発信できるサイトではないかと、すばらしい取組をいただいていると思います。どうか引き続き様々な市民の方に登場していただいて、アピールしていただきますよう、よろしくお願ひします。要望としておきます。

3番目です。

鳥飼まちづくりランドデザインの中で、説明会をリモートでの開催ということでご答弁いただきました。市役所7階の講堂でされたときに、僕すごく印象に残っているのが、女性の方で若い世代のお母さん

が、新幹線公園に行くときに、市役所の駐車場に車を止めて歩いていくのは距離があるので、井高野幼稚園だったか、新幹線の形をしたバスで送迎されており、ああいいうバスで各駅に迎えに行って新幹線公園に運んでいただいたら子どもも喜ぶのにと、すごい斬新な意見を頂戴したとすごく心に残っています。そういう意見がリモートでもどんどん出てくると思いますので、ぜひ開催していただきますよう、よろしくをお願いします。要望としておきます。

それから、河川防災ステーション上部施設と、そして河川も一体としてまた考えていただきますよう、よろしくをお願いします。

健康づくりも盛んに摂津市は行っていただいておりますし、また舟運もあります。そして、空飛ぶ車、ドローンの活用も出てくると思います。どうか一体として一津屋のことも入れておいてください。南別府町とか、淀川沿いになりますので、よろしくをお願いします。要望としておきます。

それから、6番目の消防団活動管理事業の中で、消防団員の募集についてもご答弁いただきました、現状と。

私も消防団をさせていただいてまして、正音寺分団に新しい方が入りますということでお話をいただきました。何をみましたかと聞かせていただきますと、LINEでカードタイプのメッセージを見て、社会貢献をそろそろしたいとお話しただいて、SNSで発信していただくことはすごく効果があると改めて認識をさせていただいたところでございます。これは要望とさせていただきますけども、この3月号の広報にもうすごくインパクトのある表紙で、味舌上の分団をご紹介されていました。その中ですごく素晴らしいと思ったのが、学生の方が味舌上の消防団に入られて、

このように記事が載っていたんですけども、学生の人たちへ、消防団は学生でもできる社会貢献活動ですと。学生だからこそ入るべき組織だと思います。なぜなら、学生生活だけではできない経験や知り得ない情報がたくさん詰まっているからです。入団して最初の数か月は覚えることが多く、大変な時期もあると思いますが、すぐに楽しくなります。ぜひ消防団に入りましょうと記事がありました。すごく素晴らしい思いを広報を通じて伝えていただいたと思います。隣の吹田市では、学生の消防団の活動認証制度ということで、消防団に入っただいて、そして例えば就職活動のときに、消防団で経験されましたように賞状みたいなものをいただいて、そしてまた就職活動に役立てる取組もされています。

近畿大学では、大学に消防団がありますね。見ていましたら、平成31年4月に結成されてあるということで、ウェブに載っていましたが、そういうことで全国には令和2年の4月では5,400人の学生消防団がいらっしゃるということで、摂津市でも大阪人間科学大学がありますけども、もちろん大学生たくさん摂津市内に住んでおられますので、そういう取組が何かできないかなと思っていますので、どうか令和6年度、ご検討いただきますように、要望とさせていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それから、7番目でございます。

広域消防指令情報システム整備事業債の中身についてご答弁いただきました。緊急の防災・減災事業債を使った、活用されたということで、分かりました。

システム整備費の内容について、具体的に指令センターのライブ119を導入さ

れると認識しているんですけども、そこも含めてお聞かせください。

それから、8番目、職員の給料について、詳しくご説明いただきました。分かりました。ありがとうございます。

それから、最後、補正予算の中で、企業版ふるさと納税、ご説明いただきました。

一つは、温水プールの太陽光発電、そして自転車のヘルメットに活用したということでありがたい寄附金だと思います。詳しくご説明いただきまして分かりました。

以上です。2回目終わります。

○三好義治委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 それでは、広域消防指令情報システム整備の負担金の内容としましては、大きく二つに区別できます。

一つ目は広域消防指令システム構築の監理業務に係る委託の本市負担金でございまして、もう一つが詳しくお問いの分で、機器等の整備に係る負担金でございます。

北大阪消防指令センターに設置いたします高機能消防指令システム及び設置機器に係る本市負担金の中に、本市に係ります同システムの端末機器などの購入費が含まれております。

目新しいものとしましては、先ほど委員がおっしゃいましたライブ119、これが映像通報システムで、これと音声認識装置、あと本市の作戦室、3階の警備企画室内に簡易指令台を設けます。

詳しく申し上げますと、ライブ119といたしますのは、皆さんのスマートフォンなどから119番通報していただきましたときに、指令センターの方からSM、つまりショートメッセージでURLを送付します。そのURLにアクセスしていただきますと、映像を送っていいですかと、通信料がかかりますが了解いただけますか、あ

とカメラ機能とかをセンターで操作しますので、そのあたりはオーケーですかというような了解を得てから映像が映るようになります。映像が映りますと、実際に例えば救急で人が倒れていますといったときには、その倒れている人を実際に映したり、それが指令センターで直接見えますので、呼吸状態が、意識状態が、素人目では、いびきをかいて寝ていますというぐらいでも、消防職員からしてみれば、これはちょっと下顎呼吸に入っている、心臓が止まっていることが分かりますので、即座に救命措置をしてくださいというような案内ができるようなものになります。

あと発信地情報も、携帯電話をかけると位置情報が送られてきてまして、ここもさらに詳しい位置情報を得られるところもございまして、大変便利なものでございます。

実際に10月からテストで運用させていただいておりますので、今かけていただいても十分に指令センターで把握できます。

あと音声認識装置も今まではなかったのですが、最近のAI技術の導入などで、大変高性能なものになってきております。指令センターで話ししている内容がそのまま画面に、通報されている方、指令員のしゃべっていることがリアルタイムに入ってきます。

一人だけだとどうしても聞き逃しがあるのですが、それを他の者がサポートし、それに加えて耳だけではなくて、目でも文字で通報内容が見れますので、間違いなく聞き逃しもない形がとれるものになっております。

あと本市の作戦室の簡易指令台でございまして。

指令台は本来119番がかかるところ、

そこで対応を編成して指令を出すもの  
でございます。最近、ネットワークの構築が  
高度化されてきておりますので、そのネッ  
トワークを摂津市の3階警備企画室にま  
で引っ張って、指令台と同じものを導入し  
ました。吹田市の総合防災センターは免震  
構造でなかなか途絶することはないとは  
思うのですけれども、仮に119番が入ら  
なくなったときには、摂津市の消防本部に  
119番通報が振り替えられて入ってき  
ます。ここで摂津市の職員がその指令台で  
住所、そこに住んでいるかという情報も確  
認しまして指令を出し、現場の部隊はそち  
らに向かって活動を行うことが可能とな  
ったものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 南野委員。

○南野直司委員 詳しくご答弁いただき  
まして、本当にありがとうございます。  
全国的にも本当に最新の機器が北大阪消  
防指令センターに入ったと認識をします。  
本当に広域ができてありがたいと思いま  
す。

以上で、質問を終わります。

○三好義治委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 おはようございます。

昨日の塚本委員から3名の方が質問さ  
れましたので、かぶる項目はあると思いま  
すが、違う角度から質問をさせていただき  
ますので、よろしく願いいたします。

まず、人事課で4点質問させていただきます。

1点目が、予算概要10ページになりま  
すけれども、人事管理事業の中で広告掲載  
業務委託料でございます。

今回212万3,000円の予算が組ま  
れております。これは職員の採用に向けて  
広告を掲載することによって、多くの皆さ

んに志願をしていただくことが目的と思  
います。

これまでも同様の取組がなされてきた  
と思いますが、改めて令和6年度の取組と  
してどのような工夫がされるのか、お聞か  
せいただきたい。

2点目に、同じく予算概要の10ページ  
になりますけれども、階層別能力開発事業  
でございます。

その中で若手職員の研修についてお聞  
かせいただきたい。

これは行政だけではなくて民間も、今職  
員の方が新たに働かれて、なかなか定着し  
ないところが大きな課題ではないのかと  
思っております。それは恐らく人事課とし  
てもそのような課題意識はお持ちだと思  
っています。そのような観点からどのよう  
な研修が令和6年度なされていくのか、そ  
の点についてもお聞かせいただきたい。

続きまして、3点目、これは具体的なペ  
ージ数はありませんが、地域手当について  
お聞きをします。

代表質問の中でもいろいろと詳しく説  
明されておられまして、現在の地域手当で  
6%というのは、同じ生活圏にあると思わ  
れる近隣の自治体と比べましても低いも  
のであると。このことがどうなのかについ  
て、ずっとこの間、問題意識について議会  
の中でも共有されてきたと思います。そう  
いった背景もあって、同じような状況に置  
かれている自治体が摂津市だけではなく  
てほかにもあると。そういった自治体と一  
つ連携をして、国に対しても要望活動して  
いくということがあったと思います。

これまでの活動の経緯であるとか、背景  
について改めてお聞きをします。

続いて4点目でございます。

これも具体的なページ数はありません

が、職員体制についてお聞きをします。

かつての非常に厳しい財政状況から脱却するために、いろいろな行革が行われてきました。その中で職員体制についても、技術職については、退職不補充の方針が長期間にわたって取られてきたと思います。一方で、技術職の職員の数が人員として減ることによる様々な問題も議会の中で議論されてきたと思います。

私もかつて文教上下水道常任委員会におりまして、水道でも技術の継承が大きな課題だといったことが従前から言われてきました。改めて技術職の職員の体制についても見直しをしていくべきかと思っておりますが、その考え方についてお聞きします。

続きまして、広報課で、5点目、広報事務事業についてお聞きします。

これは昨年度の決算のときも私が申し上げましたけれども、広報紙そのものは大変にリニューアルされてすばらしいものになったと本当に思っています。それは市民の方からもそういう声を私も伺うことがあるので、広報課としてやってこられた業務はしっかりと射たものだと改めて感じているところです。改めて今後広報紙をやっていくに当たって、今後どういったことに狙いを持って、あるいはテーマ性を持って行っていかれるのか、お聞きをします。

続いて6点目、これは多くの委員の皆さんが聞かれておられましたけれども、シティプロモーションについてお聞きします。

先ほどの南野委員の質問に対しまして、課長のご答弁では、健康のまち、あるいは産業のまちをしっかりとPRしていくことがあったのかと思っております。そのことは私も大事な視点であると思っております。

ますので、しっかりとPRもしていただきたい。また人材について、住民の方にスポットを当てたPRの仕方も大事だと思っています。それはしっかりとやっていただくと。併せて別の視点からの取組も私は大事ではないかと思っています。

何が言いたいかという、摂津市の立地を考えると、近隣に非常に規模の大きな自治体が数多くあり、それぞれのまちは川もあれば山もあって、本当に文教都市も非常に数多くある中で、都市のイメージという点で言うと、なかなか及ばないところが現状あるのかと私は思っています。

その一方で、淀川、安威川をはじめ、河川が数多く通っていて、いざというときには市域の中でなかなか避難できないようになっている課題もあるまちだと認識をしています。そういうまちであると考えたと、ほかのまちと比べて果敢に挑んでいくと、チャレンジをしていくところをもっともっと強く持たなあかんし、そういったところに果敢に挑んでいく姿を皆さんに知っていただくことが私はシティプロモーションにつながっていくのではないかと思っています。そういう視点でもぜひこのシティプロモーションについて、まちの姿勢という点でも私は呼びかけていくべきかと、訴えかけていくべきなのかと思っております。少しお考えがあればお聞きします。

続いて、7点目、鳥飼まちづくりグランドデザインについてお聞きします。

グランドデザインは基本構想になりますので、あくまで漠然とした、目指すべきイメージであると思います。それに基づいていろいろゾーニングをされて、この地域はこういう地域を目指すとゾーニングもされて、今まで取り組んでこられたわけで

す。ワークショップも開かれて、住民の方からもいろんなご意見もお聴きしながら、今まで様々な取組をしてこられたと思います。本当に様々なご努力をしていただいたと改めて感じております。このグランドデザインを形にしていくためには、具体的なイメージだけではなくて、まちがこのような方向を目指していくということがもう少し具体性を持って住民の皆さんに感じていただく取組が私は大事なのかと思います。令和6年度としては、そういうことを主眼に置きながら私は事業を行っていただくべきなのかと思っておりますが、その点について令和6年度の取組、具体的にお聞かせいただきたい。

続きまして、8点目、人権女性政策課で2点お聞かせいただきたい。

1点目は、人権啓発事業の中の拉致問題のことです。この委員会の中でも何度か申し上げてまいりましたけれども、これはまさに我が国として直面している本当に大きな人権問題の一つであると考えております。これまでもいろいろな取組がなされてきたと思いますけれども、令和6年度でどのような取組をされるのか、お聞きします。

それと、9点目、これは予算に載っていないのですが、DV防止ネットワーク会議についてです。予算を伴わないけれども、取組としてやっていくことについては伺っておりますので、具体的な内容についてお聞きします。

続いて、消防、10点目といたしまして、広域消防システムのことです。

詳しく南野委員の質問に対しましての答弁で、よく内容は分かりました。

お聞かせいただきたいのは、今回摂津市としての負担金がシステム負担金として

3億7,771万円です。全体としてこのシステムはどれほどかかるのか、その中で摂津市の負担金がこうなっているということについて一度ご説明ください。

それと、そのうちのほぼ全額、3億7,770万円については、地方債の発行で財源として確保していかれるという話です。この内容についてお聞きしたいのは、何年間で償還をしていくか取り決めとしてあると思います。その点についてもお聞きします。

というのは、単年度当たりの負担がどの程度になるのかについて知りたいのと、その点について分かるのであればお聞きします。

最後、11点目、消防本部車両・資機材整備事業でございます。

その中で、高規格の救急車をどんどん導入していただいていると思います。その前に質問いたしました、新たなシステムによって、119番を受けてから現地に駆けつけけるまでの時間は、これは短縮といったものが期待をされることについては、先ほどの答弁でもよく分かりました。

一方で、今課題になっているのが、現場に駆けつけてから受入れ先の医療機関が決まるまでの時間が非常に長いことについては大きな課題だと思います。そこについてはなかなか本市だけの努力で短縮できるものではありません。一方で、その間にできることを増やしていくと。さらに高度な措置ができるように体制を整えていくと、それに対する設備を整えていくことは非常に重要な視点であると思っておりますけれども、令和6年度の取組についてお聞きします。

以上、1回目お願いいたします。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、人事課に係ります4点のご質問にお答えいたします。

まず、質問番号1番、採用試験におけます広告掲載についてでございます。

応募される受験生に対しまして、申込み時に何をきっかけに試験の申込みを行ったかと、アンケートを実施しております。

平成28年度から広告掲載を行っております。令和5年度で申し上げますと、市のホームページが約60%、就職情報サイトが約20%となっております。

令和6年度におけます広告掲載の工夫についてです。これまで阪急電車のドア横、大阪モノレールの中ぶり、JRの駅、梅田のデジタルサイネージ、あるいはヤフーとかスマートニュースなどのインターネット等に広告掲載を行ってきました。過去の実績で、最も効果が大きかったのが、阪急電車のドア横、あと大阪モノレールの中ぶりで、ともに応募者の20%を占め、その年の応募者は増加しております。

令和6年度は乗降者数の多い阪急電車に効果の高かった中ぶり広告ということで、この組合せを行うのは初めてとなりますけれども、少しでも受験者の裾野を広げたいと考えております。

また、どの媒体の広告を見られた方も、募集要項やエントリーシートは、ホームページに掲載しておりますので、窓口で募集要項を取りに来られる方を除き、そうした意味ではホームページを経由していることにはなりません。

質問番号2番、新規採用職員の研修の内容についてです。令和6年度の新規採用職員については、時期は3月25日月曜日から実施いたします。

この3月最終週、5日間の期間は、会計年度任用職員として任用して実施をする

ことで、一日も早く配属されることになる職場での業務ができるように鑑みたものでございます。

研修の内容といたしまして、外部講師を招く研修は、自治体職員としての基礎を学ぶ研修、接遇研修、仕事の進め方とコミュニケーションを学ぶ研修、あと地方自治法や地方公務員法を学ぶ研修がございます。

また、本市職員が研修講師として行う研修もございまして、消防職員が講師となる応急手当講習や規律救命講習、生涯学習課によります市の歴史研修、防災危機管理課によります市の防災研修、情報政策課による情報セキュリティ研修、財政課による市の財政研修などがございます。

モチベーション維持につきましては、各課に配属された新規採用職員に対して、新採日誌という形で、時期によって毎日、毎週、毎月と記入は異なりますけれども、今日の業務目的、到達の目標等、実際に取り組んだ業務内容、今日できたこと、できなかったことを記入し、これに対して、指導者からのコメントを必ず記入をさせていただいております。

モチベーションの維持に最も大切なことはコミュニケーションであると考えております。したがって、指導担当者は、入庁後、2週間、3か月、半年と経過した時点で、新規採用職員面談シートやチェックリストを活用した面談実施を義務づけております。

もちろんこれだけではなくて、適宜声掛けを行って、不安を聞いたり、積極的にコミュニケーションを図ったりしていただいております。

質問番号3番、地域手当についてでございます。

地域手当は、全ての職員に関係する手当

でございます。

委員からもお話しいただきましたけども、これまでも級地区分の高い自治体に囲まれていることで、課題意識を持って要望行動を行って来ました。

令和2年度からは、同じように級地区分の高い自治体に囲まれている状況にあります四條畷市、藤井寺市、大阪府下3市連名で国への要望を行い、是正に向けて取組を行って来ました。

令和3年度からは、この3市に加えて、関東圏において同様の状況にあります8自治体と連携をし、令和4年度は京都府と兵庫県の1市3町が加わり、合計15市町による地域格差是正に関する要望活動を行ってまいりました。

令和5年度につきましては、先日の代表質問でもございましたように、令和6年2月7日に市長が上京されまして、本市と同じ境遇にある自治体の首長とともに松本総務大臣、柴崎人事院事務総長を訪れて地域手当による地域格差の是正に関する要望行動として共同要望書を提出しております。

松本総務大臣からは課題があることはもう十分認識していると、それを解消すべくしっかりと対応していく旨、柴崎人事院事務総長からは、令和5年の人事院勧告で地域手当の大きくくり化を示したように、令和6年の人事院勧告に反映する作業を行っているところであると、夏には示すことができるという旨の回答をいただいております。

続きまして、質問番号4番、技能労務職員についてでございます。

本市では、平成16年度に技能労務職員の退職不補充の方針以降、委託や民営化による民間活力の導入を進めて採用の凍結

をしている状況でございます。

職員数の推移で申し上げますと、平成17年には180名おりました技能労務職員が、本日現在では47名となっております。採用凍結につきましては、本来あるべき給料としての行政職二表が未導入であったこと、あと人口当たりの技能労務職員数が大阪府下のみならず、全国的な観点からも非常に多い状況だったことによるものでございます。

こうした中で、令和4年度に職員組合と労使検討委員会を発足させて、技能労務職員における各職種の現況、あるいは、課題を整理しながらこれまで8回労使検討委員会を開催して、行政職二表の導入と技能労務職員の採用といった技能労務職の在り方について議論をしております。

この在り方につきましては、各技能労務士における業務につきまして、直営で存置するもの、職員の退職状況等を踏まえ委託化等を順次進めていくものとして今後の方向性を整理し、直営で存置するとなる技能労務業務については必要な人数を整理する必要があると考えており、現在も職員組合と話をしている状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 仲野課長。

○仲野広報課長 それでは、広報課に関わります2点の質問にお答えさせていただきます。

まず、広報紙のテーマといたしますか、考え方についてでございます。

令和5年度につきましては、コロナが明けまして、市民活動も盛んになってくるといことで、市民の方の表情など、生き生きとした活動している姿を意識的に取り上げさせていただきました。

また、担当部局の強い思いもありまして、

子どもたちの活動、活躍などをお伝えする摂津スクール最前線を1年間、特集として取り上げさせていただきました。

そのほかにも、2月号では国立健康・栄養研究所と協働で実施する健康と栄養に関するアンケート調査や、先ほどからお話に上がっております3月号広報では消防団と、様々なテーマ、特集を取り上げさせていただきました。

広報紙からお伝えするに当たりましては、市の取組や考えをいかにお知らせするかということと、また引き続き市民の方の生き生きとした表情とか、活動を取り上げさせていただければと考えております。

現在、令和6年度の特集のテーマを集約をしているところでございます。そこを精査する中で、実際に担当課の熱い思いをいかに市民にお伝えするかについてしっかりとまた引き続き執り行っていきたいと考えております。

続きまして、質問番号6番になります。

市のチャレンジしていく姿勢、どう伝えていくのかでございます。

摂津市におきましては、健康・医療や産業など、摂津市シティプロモーション戦略に定めている代表的なブランドがございます。

また、千里丘駅西地区再開発事業など、新たなまちづくりの取組も進んでおります。

そのほかにも陸上の強豪校があるなど、スポーツとしての魅力もございます。

そのような魅力をいかに市として把握しておくか、把握をしておかないとその情報発信にもつながらないと考えております。

そのため、ふだんから気軽に相談してもらえよう、広報課におきましては課内の

環境、気軽に相談いただけるような環境の醸成に心がけるとともに、広報課としてもアンテナを張り、市の魅力発信にどうつなげていくかを考えなければなりません。

今考えておりますのは、現在取組が進んでおります北大阪健康医療都市のまちづくりとか、千里丘駅西地区再開発事業など、新しいまちづくり、市のチャレンジしていく取組についてまず取り上げさせていただきたいと、関係各課と連携し、また今後も市内外に発信してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 7番目、鳥飼まちづくりグランドデザインの令和6年度取組と、具体的な取組の考え方についての質問にお答えいたします。

令和6年度取組としまして、鳥飼まちづくりグランドデザインでは、将来予想の磨き上げが終了していないエリアについては引き続き説明会を実施し、住民等の意見を踏まえた将来予想をエリア内で共有化していきます。

ワークショップにつきましては、居住性向上エリアAでは引き続き進めていくとともに、居住性向上エリアCにおいても将来予想の具現化に向けたワークショップを開催していくこととしております。

委員がご指摘のグランドデザインの将来予想の実現に向けた具体的な取組についてです。具現化に向けたワークショップにおいて解決すべき課題の緊急性など考慮しながら、早急を実施すべきことと、時間をかけてしっかりと議論していくべきことなどを短期、中期、長期の視点からめり張りをつけて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○三好義治委員長 由井副理事。

○由井市長公室副理事 そうしましたら、8番目、9番目の質問について答弁させていただきます。

拉致問題の考え方といたしましては、先ほど委員からお話がありましたように、拉致された方々とその家族の生命及び基本的人権を暴力的に否定、踏みにじるものだと断じて許し難い行為であり、重大な人権侵害であると認識しております。

人権女性政策課では、人権や平和などについて正しく理解していただくために、視聴覚教材として、拉致問題を含む啓発用DVD、書籍をそろえています。

また、北朝鮮人権侵害問題の啓発週間のポスターの掲示、市役所新館ロビーに設置されている電光掲示板、正面玄関のデジタルサイネージをその週間時には放映しております。

今後については、拉致問題について、国でも様々な事業を行っていることから、検討してまいりたいと考えております。

一人一人が拉致問題に関心を寄せ続け、伝え合うことが問題解決に向けた力強い後押しとなると考えており、今後も市民に啓発を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、9番目、DV防止ネットワーク会議についてです。DV防止ネットワーク会議としては、庁内の部署及び大阪府を含めた他機関とのDV防止、連携として会議を開催しております。

また、ケース内容によっては実務担当者会議、ケース会議を開いております。

DV防止の取組としては、予防、対応、啓発の三本柱で取り組んでおり、予防として、中学・高校のデートDVの出前授業、大学のゼミを今後も継続して実施してまいります。

令和6年度の新たな取組としましては、市内唯一の大学であります大阪人間科学大学において、ストーカーを含めたDV講座を摂津警察と協力して、新入学生を対象に開催させていただく予定であります。

以上です。

○三好義治委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 それでは、10番目の質問にお答えいたします。

まず、地方債の償還に関するお問い合わせでございます。これからの借入れとなりますので、据置期間が2年、償還期間10年で起債発行を行ってまいりたいと考えております。

5市全体の中での摂津市の費用負担が幾らぐらいのものかでございますが、5市全体の構築費といたしましては、あくまでも機器等のところになっておりますけれども、約31億円になっております。本市が約3億7,000万円になっております。

こちらは、それぞれの市が単独で整備する機器、単独経費、これは100%本市負担ですけれども、共通機器につきましては按分率でそれぞれの割合を負担しております。

その按分率につきましては、按分率100%のうちの45%が国勢調査の人口割で、45%が標準財政規模割、あとの10%が全市共通の均等割10%でございます。

同じ高機能なシステムを2市で構築した場合、構築費用は約20億円かかりますが、今回吹田市、摂津市で約12億円かかりましたことから、8億円程度削減されたわけでございます。現在の負担割合で計算しますと、摂津市は約2億円削減できたとと言えます。

旧のシステムを構築いたしましたとき

には、経費としまして3億5,000万円かかっております。先ほどの音声システムだとか、いろんなものを含めて約3億7,000万円で収まっておりますので、削減効果は大と認識しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 小田原課長。

○小田原救急救命課長 質問番号11番、救急活動での現場滞在時間の延長による市民の影響と、救急隊の対応についての質問にお答えいたします。

高機能消防指令センターの導入によりまして、予告指令の迅速化や携帯電話からの119番通報の現場特定も精度が向上し、一定速やかに現場到着できていると考えられます。

現場滞在時間の延長につきましては、委員がご指摘のとおり、年々増加している状況でございます。

市民に対する影響ですが、病院出発まで救急車で待機することとなりますけれども、その要因としまして、近年、病院の受入れ科目の細分化により、脈拍、血圧などのバイタル測定、痛みなどの症状などの状態把握、症状が発症した経緯、かかりつけ病院などの医療情報が必要なため観察、処置及び聴取にある程度時間を要します。

また、病院の受入れ先が決まらず、時間を要していることや、市内医療機関の搬送率が1割を切るなど、病院選定に苦慮しているところでございます。

しかしながら、救急隊が傷病者に対して、観察、的確な応急処置を行い、病状に合致した病院選定を行うとともに、重症事案におきましては、救急救命士が最新の資器材を活用しまして、気管挿管等の救命救急処置など、重要な観察及び応急処置のみを行い、搬送を優先して、救命救急セン

ターなどの重症対応医療機関に搬送しております。

今後も傷病者の傷病程度に応じた適切な病院を選定するとともに、迅速に病院搬送できるよう、努めてまいります。

○三好義治委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 まず、人事課の広告掲載事業の点について答弁いただきまして、現在、職員採用試験を受けられる方がどういった媒体を通じて応募されたのかについてもしっかりとつかんでおられるということでありました。そのことを踏まえて、効果的な予算の執行をされているということなのかと感じましたので、その点については安心をしたところでございます。

今後引き続きそういう視点を持って、より多くの学生が摂津市で働きたい、だから応募しようと、そのように志していただけるような取組をよろしく願います。

シティプロモーションにも関することなので、後ほど触れたいと思いますけれども、次の研修のお話でございます。

3月25日から会計年度任用職員として採用して、4月1日からは正規の職員として働いていただきながら研修に入っていく、そういった工夫もされていることについて理解をしたところでございます。

モチベーションの向上についてもお話をいただきました。私がよく聞く言葉として、最初はないものは最後までないということよく聞くんですよ。つまり、最初に思いがなくて、途中から思いが芽生えることはないということをよく聞きます。ということは、最初は職員採用されたときのいろんな思いを持ってまずは応募されるわけです。そこで選考、通過をして実際に職場に配置をされて、まず研修が始まるわけです。そのときにどれだけその一人の人間が

志をしっかりと確立できるのかが私は何より大事なのかと、その言葉を聞いて思います。ですので、そこは本当に工夫をしていただいて、この目の前の学生から新たに職員として採用された一人の人間が辞めることなく、最後までこの職場で仕事をしっかりと働き続けられるところを目指していただきたい。そのためには今何をせなにかんのかを本当に魂を込めて検証していただきたい、これは強く要望させていただきます。

それから、地域手当のお話でございまして、大変詳しくお話もいただきました。令和2年度から本市だけではなくて四條畷市と藤井寺市と一緒にになって要望活動を始められて、その後、関東の八つの自治体がそれに加わって、さらには京都府や兵庫県も加わり、非常に広がっていったと思います。

夏には具体的なものを示すことができるのではないかと、そういった意向までを引き出したことは、本当にいろいろとご努力をいただいたと感じております。改めてその点に感謝申し上げます。

この点はしっかりと示されたことを私も期待をいたしまして、もし思っているものじゃなければ、さらなる要望活動を続けていただきたい、この点についてはお願いしておきます。

それから、職員体制についても、具体的な数字をお聞かせいただいて、平成17年度から本日現在で相当減っていることについて改めて感じました。

恐らく現場からすると、いろいろな問題、課題が出てきていると思います。しっかりとその点をよく受け止めていただいて、採用すべきところは責任を持って採用していただけるように、この点についてもよろ

しく願います。

それと、広報についてです。具体的なことをお聞かせいただきました。今まではどちらかというと、市民の皆さんの生活に不便のないように、事務的なことをお伝えしてきたところが強かった気がしています。そこからいろいろ工夫を重ねられて、実際の市民の姿であるとか、生き生きとしている表情、また子どもの活動する姿を伝えていくことを実はされておられます。この広報紙をご覧になられた市民の方が、このまちに住んでよかったと、元気をもらったと思える、そう思っただけの広報紙をつくっていただくことが私は大事なのかと思っています。ぜひ引き続きその姿勢で取り組んでいただきたい。この点についても要望として申し上げておきます。

シティプロモーションについてです。最初の学生に対する啓発ともこれは関連してくるのですが、最近、梅田に用事があったので、少し時間を潰していたのですが、たまたまその隣に二人の学生がしゃべっていました。その学生は公務員を志望している学生のように、いろいろと話をしていました。

その中で実は摂津市のお話が出てきました。私は非常にうれしく思いました。ホームページや情報サイトを見ているんだろうと思うのですが、その一人の学生が言っていたのが、摂津市は確かに小さいまちで、非常に周りに大きなまちがあるけれど、チャレンジしようとしている姿があるみたいなことをその学生は言っていました。それは千里丘西口のことも言っていましたし、防災ステーションの話も言っていました。いろいろ見ているなど感じました。そういう学生にこの摂津市を目指してほ

しいし、そういう新たな職員がこの摂津市の中で新たな挑戦をしてくれることにつながっていくのかと思います。

ということを考えて、そういう姿勢を皆さんにも持っていただきたいし、そういうことを対外的にもしっかりとPRをしていくことが大事なのかと思っています。決して我がまちは立地としては恵まれているものはないと思っています。交通の便という点で言うと恵まれてはいますけれど、こと災害ということに関して言うと決して恵まれているわけではない。しかしだからこそそういった状況を打破していこうと、常によくなっていこうと、常に挑戦していこうというところが私は大事だと思います。ぜひそういう姿勢をまちの皆さんにも感じていただきたいし、対外的にはそういったことをしっかり訴えていけるような取組を、これはシティプロモーションという観点からもよろしくお願ひしたいと、要望として申し上げておきます。

鳥飼まちづくりの点については2回目、福渡副市長からご答弁いただきたいと思っております。先ほどご答弁をいただいて、まだその将来的な磨き上げ、将来像についてはしっかりやっていくとのお話もいただいて、これから令和6年度の取組についても期待をしているところです。私はこの鳥飼まちづくりを考えると、何か原点に戻るような気持ちでいるんです。何かというと、この取組を成功裏におさめていこうとするならば、まずはここに住んでいる皆さんがいいまちをつくらせていきたいと、何かそういうわくわくするような前向きな気持ちとあってどれが出てくるのかというところが、私は鍵なのかと思っています。そういう気持ちが出てくると、これか

らワークショップであるとか、いろんな取組をやっていくとなっても、一つ前向きな意見が出てくるだろうし、それに向けて協力していこうと、そういう意識も土壌も醸成されていくと思います。そういう点でいうと、まずは住民の皆さんが、今までやってきたその取組にプラスしてこれからやっていかれる取組によってどれだけ前向きな気持ちになっていただくのが非常に大事だと思っています。改めてその点、福渡副市長からお聞かせください。

それから、拉致問題の件とDV防止ネットワーク会議のことについてはよく分かりました。両方ともが非常に重要な取組であると思っておりますので、引き続きしっかりと啓発活動をしていただきたい。

特に、DV防止のことについては、最近考えられないような事件があります。中学生が美人局に関わるとか、考えられないと思いますし、でもそういう状況の中に我々もそうだし、今の子どもたちも置かれていることを考えると、こういう視点の取組はもっともっと関心を持って、子どもだけではなくて保護者の皆さんにも関心を持っていただくということが大事なのかと思っています。ぜひ令和6年度では、大阪人間科学大学でDVに対する講座を開いていくと、警察の協力をいただいてとのことなので、そういったことをしっかりやっていただきながら、広く社会状況に目を向けていただいて、何をすべきなのかについても、ぜひこの中で話をさせていただいて、実効性ある取組をお願いします。

それから、消防の点については、ややこしい質問をしてしまいまして、よく分かりました。2年間の据置期間があって、10年間で償還をしていくとのこと。また、もう一回ややこしい質問するようで申し

訳ないんですけれど、2年据置きで10年償還ということは、もし5市でこのシステムを継続していくと、そのあたりで次なるシステムの構築といったら必要になるという考えでいいのか。もしお分かりのことがあれば、その点をお聞かせいただきたい。

もし今分からなければ、また後日お知らせいただければ結構なので、その点をお知らせいただきたい。

それから、経済的な効果についてもお聞かせをいただきました。先ほどの南野委員の質問においても、このシステムを導入することによって本当にいろんな効果が期待される、経済的なものだけではなくて、いろんな効果が期待されるとよく分かりました。この点については本当に期待をしておりますので、よろしくをお願いします。

それから、高規格救急車の話でありますとか、最新の資器材の点についてお話をいただきました。

先ほど申し上げましたけれども、新たなシステムが導入されることによって、現場に到着するまでの時間は恐らく相当短くなると私も推測をしています。

ただ、現場到着してから、受入れ機関が決まるまでというところはいろんな工夫もされておられると思いますが、なかなか難しい状況が続いていると思います。しかしその中でも、応急処置については最新の資器材も導入をされて、多分今までよりもしっかりとした対応がされているのかと思います。その点はしっかりと市民の皆さんにお知らせをすることも一方で大事なことなのかと私は思います。つまり市民の方からすると、救急車がやってきたと。次、出発するまで時間かかっているということだけを見ると、中のことが分からないですから、非常に不安に思うわけです。でも

その中で、今まで以上に資器材としても高度なものが導入をされて、しっかりとした応急処置ができていると市民の方に伝われば、これは安心につながっていくと思っています。そういった啓発といいますか、情報の開示というか、その点についてもこれはお願いしたいと思うところがございます。その点については要望として申し上げます。

2回目お聞かせいただきたいのは、代表質問で申し上げたんですけれども、特殊車両については、摂津市単独で持っていたとしてもなかなか出動する機会が少ない状況があると思います。そういったことを考えると、特に高規格のはしご車については、摂津市単独ではなくて、広域的に持っていくと、管理をしていくというところが、今後の課題なのかと思っております。その点について具体的な検討をこの間されてきたと思いますけれども、お聞かせください。

以上、よろしくお願いたします。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

福渡副市長。

○福渡副市長 今後のグランドデザインの具体的な方向性についての質問でございます。委員のおっしゃっているとおり、前向きに住民の方々も考えて、一緒にやっというのはまさにそのとおりで、そういうふうにやっていきたいと僕も思っていて、職員にも話はしています。

ただ、問題なのは、住民の方々自体が、まちづくりのそもそもの考え方とか、セオリーとか余りご存じないのがあって、どうしたらいいかも余り分からないのが物すごく問題かと思っております。そこの部分については、我々、理事者側というか、職員がいろいろと情報提供して、その情報の中で一緒に勉強していくようにしないとな

かなか同じ土俵で話ができないのではないかと考えています。

ということで、鳥飼まちづくり担当の職員は一生懸命勉強していただきたい。前にもお話ししましたが、一緒に情報を渡しながらか一緒に勉強して、それでやっていきたいと言わせていただいたんですけど、それと同じような形になるのかと考えています。

時間はかかるかもしれませんが、住民の方々と一緒にレベルを上げていって、よりよいまちづくり、どういうものが必要なのか、どういう方向に行くのかという基本的なベースをそろえた上で、住民の皆さんが思っていること、理事者が思っていること、それから議員の皆さんが思っていることをうまく具体化していくのが必要だと思います。そのために地道な努力が必要で、まずは興味を持っていただく住民の方々を探ることが第一なのかと考えています。その広報をずっとと言われていたんですけど、それをしっかりやっていって、そういう興味を持たれている方々を一生懸命こちらに向いていただく、来ていただいたら一緒になって頑張るといってやっていくしかないのかと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 消防指令システムといいますのは、大体機械の寿命もございまして10年をめどに更新するのが通例でございます。

ただし、これからの広域連携の状態ですとか、5市の構成市の考えによりまして、そこは前後するところは考えられることでございます。

10年に満たない間にシステム改修する場合につきましては、新しい制度の中で

再度起債することになると思われま

す。現在の起債につきましては、その点先ほど申し上げた広域連携だとか、構成市の考え方、そのあたりがまだ確定しておりませんので、今のところは分からないという状態でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 質問番号11番の2回目のお問いにお答えいたします。

委員からもございましたが、消防本部におきましては、特殊車両と呼ばれる車両、特にはしご自動車を保有しております。この車両については平成20年度に更新して運用している車両でございまして、令和8年度に更新年度を迎えることとなっております。

はしご自動車につきましては、近年の建設資材の発展であったり、消防機関の防火管理指導の高度化によります高層建築物の安全性の高まりから、出動件数、活動内容ともに減少傾向にございます。これは全国的に見ても同様の傾向でございまして、更新にかかる高額な経費と、出動実績、活動内容などの費用対効果等々を検討して、隣接市と共同運用を実施されている自治体も出始めております。

大阪府下におきましてもここ数年で幾つかの市町で共同運用、広域運用といった形で運用されている事例が出ております。本市におきましても先行して実施されている市町にお話を聞かせていただいて、隣接市と実現に向けた勉強会を開始したところでございます。

ただしこれらの運用に関しましては、相手方にとっても相当のスケールメリットがなければ実現しないものでございまして、引き続き調査研究を重ねながら、本

市にとって最大限のメリットが出るような運用を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 鳥飼のまちづくりのことについて副市長から答弁をいただきまして、今感じていることについてよく理解をしたつもりでございます。

今まで本当にご苦労いただいて、鳥飼地区に足を運んでいただいて、ワークショップであったり、説明会も繰り返しやってこられて、汗をかいていただいて、努力もいただいていることについては、私も本当に感じているところです。ただ、残念ながら一方で、鳥飼まちづくりランドデザインを通じて、住民の皆さんがどれほど期待をされているかを考えると、まだまだこれから改良の余地はあるだろうし、そのためには職員の皆さんも住民と一緒にその知見を広めていく。それと併せて、副市長がおっしゃっておられたように、このことに興味を持っていただく住民の方を一人でも探して行って、その方が中心になってこれから動いていただくところが大事だということについては本当にその通りだと思っております。

なぜこのランドデザインが、職員の皆さんがご苦労されているにもかかわらず、余り期待感を持って受け止めていただけないのかと考えると、一つはまだ漠然とし過ぎていて、具体的などころが見えてこないところがあるのかと思います。具体的なものが見えてくると、それに伴っているようなことを住民の方が想像もされますし、そのことで何か将来はよくなるということを実感していただけると、そこに協力していただく方が見つかっていくと思

ます。まずはランドデザインなので、基本構想なのかもわからないですけど、それに伴う次なる計画といった具体的なものをどれだけ出していくのかが非常に重要なのかと感じています。その具体的なものについて多くの皆さんによくなると感じただけであることが、大事なことなのかと思っています。ぜひそういった点を踏まえていただいて、今後ランドデザインのチームとして取組を進めていただきたいと、要望として申し上げておきます。

それから、消防について少し細かいお話をお聞かせいただきました。なぜこういう質問をさせていただいたかという点、今まで摂津市単独で指令業務をやってきて、その後吹田市と2市で共同運用をやってきたわけです。これが5市に広がりましたと、恐らく広域な流れといったものは広がっていくのかと予想はしています。

まず、システムも10年ぐらいで更新という話になっていくと、またこの10年の間で次なる広域化についても考えていかれるのかと感じています。これはあくまで最終の形ではなくて、さらによりよい形を突き詰めて考えていただきたいという点で質問させていただきました。どうぞよろしくお願いしたいと思います。要望として申し上げておきます。

それから最後、特殊車両のところ、特にしご車のところについて答弁いただきました。

今の出動回数から言うと、恐らく単独で持つよりも広域で所有したほうがということになると思っております。

一方で大事なものは、その特殊車両を活用してしっかりと訓練を積んでいくと、何かあったときに職員の皆さんがそういった業務に携われるような能力といったもの

は一方で維持していくのが大事だと思っています。その点についてはしっかりと取組していただきたいと、要望として申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 1時 再開)

○三好義治委員長 再開します。

野口委員。

○野口博委員 それでは、4点質問させていただきます。

一つは、地域手当に関して、職員採用との関係について、担当の意見を聴きたいと。

いろいろこれまで聞き及ぶところ、一回内定を取った中で地域手当の問題を含めていろんな条件面で、摂津市の内定を取り消すことも聞いております。そういう職員採用の関係で担当はどう見ているのか。この間のいろんな交わりも含めて紹介していただきながら、答弁ください。

二つ目は、平和施策の問題です。

24ページに予算が計上されています。これまでいろいろこの問題では議論されてきました。平和の取組をより市民に広げてほしいとの方向の中で、公園とかいろんな施設も含めて、いろんな事業を展開しております。平和公園を活用した、平和の文化をより広げていただきたい。

昨年、三宅柳田小学校区は、9月に野外コンサートをしました。地元でもいろいろ近いところで、いろんなコンサート、祭り事もやっております。ぜひ団体との関係を含めて、平和公園にはカリヨンの鐘もあります。例えば8月に、鐘をたたくとかいろんな方法があると思いますけども、平和に絡むものも置かれております。そういうものを活用して、平和を考えながら物事を進めていくことをぜひやってほしいと思

ますので、担当としての令和6年度の思いも含めて、お聞かせいただきたい。

三つ目には、広報紙の問題です。

数年前には表彰されましたことも覚えております。そういう紙面改善によって見ていただく方が増えてきていると思いますが、より必要ではないかと思っています。

そういう点で、全ての市民にお届けする配布方法について、この間いろんな意見をいただきながら、改善なされてきたと思います。その辺の経過も含めて、配布の実態についてどう見ているのか、教えていただきたい。

四つ目は、5市共同運用の問題であります。

先ほど林副理事からいろいろ5市共同運用の中で、今進んだ通信機器を活用した様々な展開の話もありましたし、搬送の問題もありました。摂津市独自でやっていた時期から、吹田市と合同になって、今回5市になります。そういう広域行政に変化していくわけでありまして、そのことが市民にとって、摂津市消防行政にとってデメリット、メリットは何なのかを、先ほどいろいろ話がありまして、なるほどと思いました。よりお聞きしたいのは、昨年10月から実施しているライブ119について、位置情報の問題、音声認識による文字化など、いろんな紹介もありました。そういうことも含めて、デメリット、メリットの問題の角度から答弁ください。

以上4点です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、職員採用と地域手当の関係についてお答えいたします。

この関係は非常に大きいと捉えております。これまでも、最終合格とした後、辞

退をする受験生が一定数おりました。その多くは、他の自治体に行くことにしたというものであり、理由を確認すると、給料がそちらのほうが高いからが多くございました。

また、本市に入庁後、他の自治体に転職していった職員もおりますが、その理由は、地域手当が高いからという職員もおります。地域手当が是正されますと、大きくくり化の範囲は分かりませんが、こうした問題は発生しなくなる。自治体間での採用面での給料の影響はなくなると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 由井副理事。

○由井市長公室副理事 それでは、2番目の質問にお答えさせていただきます。

平和については、戦争の体験を語ることができる人が減っていく今、その記憶のバトンを受け継いでいくことが重要な課題となっております。しかし、Z世代の関心は決して高くないように思っております。

摂津市は、平和の拠点である平和公園を1986年の国際平和年に、平和をテーマとして整備しております。平和公園には、平和の鐘ですとか平和のゲート、祈る子の像などがあります。

委員がおっしゃられたように、平和公園は平和の拠点であると考えておりますが、なかなか市民の方を含め、市外の方にも平和公園のことの周知ができていないのではないかと考えております。令和5年度には、市民の方、市外の方にも平和公園を知っていただくために、平和の取組の一つとして、平和公園のPRも含めた動画のYouTubeをホームページにアップさせていただいたところです。

令和6年度につきましては、先ほど委員

がおっしゃってくださったように、いろんな方、関係部署、また団体等の方の意見もお聴きして、どのような啓発の催し等がいいのか考えていきたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 仲野課長。

○仲野広報課長 それでは、広報紙の配布についての質問にお答えさせていただきます。

広報紙につきましては、以前は新聞折込で配布をさせていただいた時期もありますが、平成19年7月から住居系へ配布させていただきました。

ですけれども、店舗や事業所などでも居住実態があり、未配布の問題もありましたので、その段階から順次現在のような全世帯及び事業所の郵便ポストへの配布ということで、行わせていただいております。

参考までに、令和5年度の2月までの配布状況につきましては、月平均4万4,752部配布している状況でございます。

○三好義治委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 それでは、4番目の5市指令センターの質問にお答えいたします。

メリット、デメリットでございます。

メリットといたしましては、人的なところがございます。摂津市だけで運営している場合、通信指令業務に係る人員は22名が携わっております。119番を聞き、現場にも行きます。119番を聞いて、自分で聞いた通報に対して自分が出ていくこともございました。

ところが、吹田市、摂津市と合同ですることになりまして、指令員は119番を聞く者だけに絞りますと、5名になりました。ここで119番を聞く、言い方は悪いのですが、聞くだけに専従ができますため、よ

り高度な知識ですとか技術を身につけることができいております。

これが5市になりますと、3名で、2名の者がまた現場に帰ることによりまして、人員的に指令センターも充実し、現場も充実いたします。

あと予算のところも、先ほども申しあげましたように、現場活動要員に全て充てることができますので、同じ数の現場要員を確保する意味では、人件費がその分削減できていると考えております。

それともう一つが、受援でございます。

災害状況などの情報を一元管理することによりまして、救急事案多発時、大規模災害時などにおいて、119番通報の受信と同時に、応援の出動が相互に可能となっております。

摂津市だけでやっているときですと、他市に応援依頼をしないとイケませんので、まず自分のところの車を出動指令で出すと、その後に応援に来ていただく市の指令センターに電話をかけて、どこどこでこういう災害が起こっていますので応援してもらえませんかという要請をする。そこから来ていただくという時間経過になりますが、吹田市、摂津市の中で共同運用することになりまして、吹田市からの応援といいますのは、すぐ横ですので、119番を聞いている段階で吹田市はどうですか、来てもらえますかと即断していただきまして、摂津市の出動指令を出した後に、続けて吹田市側の指令を出すことで時間短縮につながっております。

これが5市になりますと、摂津市の出動指令の中に、吹田市の車両も含めて指令をかけますので、摂津市を出してから吹田市を出すのが、摂津市を出したら、漏れなく吹田市も出動してもらえるところ

で、時間短縮につながっております。このあたりがメリットと考えております。

あと、強いてデメリットのところを申し上げますと、管轄区域が大変広がりますので、地域に不慣れなところの対応をしなければいけません。ただ、先ほど申しあげましたライブ119にストリートビューを併せて、あなたの今いるところの近くに何がありますかと、周りで見えているものをライブ119と重ね合わせながら、ここが災害点だと補完できますので、それほど大きなデメリットではないと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 最初、地域手当の問題です。

予算書を見ますと、地域手当分として約1億4,900万円、現在6%でありますので、例えば倍としますとね、約3億円です。単純に職員数で割りますと、年間20万円ぐらい増えるのかと思いますので、結構大変な数字だと思います。

先ほど職員採用の仕方について議論がありました。おっしゃったような経過も聞いておりますので、8月の結果を受けて、摂津市もようやく世間並みになりましたということも含めて、地域手当の問題を職員採用面でアピールした場合、それがいい効果を与えるということになるならば、その上がったことをうまく活用して職員採用につなげていくことで生かしていただきたいと申し上げておきます。

平和の問題です。

昨年、三島公園でも、自治会主催でみしまつりがありました。地域の団体間で相談されて、いろんな行事も展開しております。平和問題の切り口としては、多くの方が参加しやすいと思いますので、例えば平和公

園は第三中学校区でありますし、千里丘小学校も第三中学校区です。三宅柳田小学校で見た場合に、学校との関係性も出ると思いますが、一度おっしゃった方向で、学校との相談、地域との相談も含めて、担当課長も積極的に活用してくださいとおっしゃっております。それを受け止めていただいて、何とか平和公園を平和の拠点として、平和まつりをやっていただくという方向でぜひ頑張ってください。

別の問題として、この間議論された鶴野の給食センターの関係で、5年間は仮設キャンプ場とのことです。おっしゃっているように、ぜひ恒久的に残していただいて、活用していただく方向で検討してほしいと、併せて申し上げておきます。

三つ目は広報紙の問題です。

そういう工夫をなさって、より多くの方々に、届くようになったことは分かっています。僕らもビラをまきますけども、いろんなマンション、集合住宅の形態によっては、1階の集合ポスト脇にバケツが置いてあります。僕らが配るビラもですけど、あそこにどさっと捨ててあります。1階の集合ポストに一応配るかも分かりませんが、多くはその近くのバケツに入れておけるのをよく見ますので、もったいないと思っています。

できれば、配達委託料との関係も出てくると思いますけれども、入れるところは、各戸まで配っていただくことも一回ぜひ検討していただきたい。現状近くの中高層マンションを見ても、多くは、そんな状態が続いています。実際あるマンションでは、戸数の半分以上は、無駄になっているとも言えますので、そういう調査も含めてしていただいて、入れるところは入っていただく。マンションでも自由に入れる、入れな

いマンションも当然あります。入れるところは入っていただくことも含めて、ぜひ実態調査と、そういう改善を求めておきますので、よろしく願いしておきます。

消防の問題です。

説明について、よく分かります。

一つ確認したいのは、消防の仕事は市民の方々の命や身体とか財産を守ることが最大の目的であります。その中に災害対策もありますし、救急搬送もあります。

特に意見が出ていますように、なかなか短時間で病院に行けない事例がたくさんあります。いろんな機械が装備されて早く対応できる状態になったとしても、受ける病院の数もあります。どんどん周りを見たら救急を受け入れる病院も少なくなってきましたし、実際50分ほど、待機したことも事案として聞いております。その辺の救急搬送の問題について、5市共同運用によって、受け皿になる病院の問題も当然ありますけれども、いい意味でどういう影響が出てくるのか、それをどう担当として見ているのか、お聞かせください。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後1時17分 休憩)

(午後1時18分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

幸田次長。

○幸田消防本部次長 新しいセンターシステムになって、救急搬送の素早さというか、病院選定というか、その部分の質問にお答えいたします。

実際のところ、私どもも救急車に乗っておって、指令を出しまして、到着時間は短縮できるとのお話を先ほどさせていただきました。現場到着して、先ほどの答弁にあったように、患者の観察とか、必要な傷病処置をやって、専門的な病院に運ぶ、その

時間を取っております。

指令センターから指令が出て、救急車が出た後に、患者の状態を病院とやり取りをして選定する経過につきましては、救急車内からスマートフォンの中の大阪府の医療検索システム「ORION」を使いまして、より近い応需できる病院に対してアプローチをかけていく。その中では、季節風邪がはやっていて発熱患者を多数受けているので今応需できないと、そのような情報が出てきます。入れない場合も出てくるんですけども、より近くて、その傷病内容にふさわしい病院を、救急隊がその場で選択していくことになりますので、一概に高機能消防指令センターの機能とはリンクはしていないと理解いただけたらと思います。

併せて補足させていただきますと、その間でも重篤な状態であれば、すぐ判断をして救命救急センターに搬送する、もしくは特定行為の指示要請をして、挿管、薬剤投与等を救急救命士がその場で判断をして、許可をもらって処置をしているので、市民の方に特段迷惑をかけることはない、迅速な対応をさせていただいていることで理解いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○三好義治委員長 次に、安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、5点お聞きしたいと思います。

最初に、皆さんも質疑がありましたが、予算概要20ページの鳥飼まちづくりグランドデザインについてでございます。

令和3年5月にグランドデザインの策定委員会が立ち上げられまして、令和4年7月に、グランドデザインができました。

その上に立って、各地域、エリア全体であったり、エリアごとの説明会で具体的な

ワークショップも始まってきて、今に至っている状況であります。

グランドデザインの中にはエリアごとの特徴を生かした将来像等、地域の皆さんを巻き込んでいろいろ意見をいただいて、グランドデザインに示された将来像を磨き上げという表現で、いろいろ積み上げていく作業をしているかと思ひます。

同時に、エリア全体に関わる、例えば学校教育、それから交通、にぎわい、コミュニティなど、全体の問題についても、議論していくことになってきたかと思ひます。

全体の問題で言えば、例えば八町地域の農業に関わる分野であれば地域計画等が策定されていこうとしているかと思ひます。学校の問題、適正配置の問題であれば、教育委員会で様々な統合に関わって、地域の皆さんへの説明会もされながら、計画がつくられてきている。公共交通につきましても、昨日も議論しておりましたけれども、地域公共交通協議会が立ち上がって、基本計画策定に向けた議論が始まっている。

いろいろな全体に関わる問題で、個別の分野で市民を巻き込んだ議論も始まってきていると思ひます。このグランドデザインの説明会の中でも、そうした個別分野で議論されているものと、きちんと情報共有しながら整合性も図りながら、その上で鳥飼グランドデザインとしてどう生かしていくのかを議論していく場が、私は必ず必要ではないかと思ひます。

全体に集まってその分野だけでやるのか、もしくは地域の議論の中で、公共交通についてはこういったことがなされていて、到達点がこうだ、ここのグランドデザインとしてのいろいろな意見を出していくのはどうだろうか、と投げかけをしていただくとか、いろいろな手法があるかと思

います。ランドデザインで全体の課題に関わる問題として、どのように取り組んでいこうとされているのか、お聞かせください。

次に、同じく20ページで河川防災ステーションについてであります。

こちらはこの間、いろいろとご説明もいただき、質疑もありましたので、一定理解をしているところです。国土交通省が進めている防災、水防という観点と、それから平時の上部施設の日常的なコミュニティの避難所、福祉的な意味合いを持つ避難所などを、どんな施設にしていくかという議論も今始まっているところだと思います。今日お聞きしたいのは、もともとこの防災ステーションの議論が始まったきっかけとなったハザードマップで、真っ赤に染まってしまった鳥飼地域、防災の面でどうやっていくのか、そのために防災ステーションをつくっていきましょうというのが当初、市長が市民に投げかけた言葉、そこから始まったと理解しております。

国土交通省でも議論されている河川の水防というのか、流域治水という観点でいろいろとプロジェクトが行われ、その一環として鳥飼地域にこれから整備されている防災ステーションが、整備されることが決まってきたと理解しております。用地の取得であるとか、土砂のかさ上げ、工事はまだこれからのことになるかと思いますが、既に大雨の危険性などが指摘されている中で、現在進行形で各地でいろいろな水害が起きております。

これからつくられようとしているこの防災ステーションの機能と、それから他の機関との連携について、きちんと意見交流であるとか、意見調整もやっていく必要があるかと思っております。やっていただいている

かと思っておりますけれども、その状況について、新年度の取組も含めて、お聞かせください。

2点目は以上です。

三つ目が、人件費事業、代表質問でも質問してきました。市長からもいろいろなご答弁もいただいております。

市役所は、市民の役に立つところと書くように、全体の奉仕者として頑張っていた場所であり、そこで働く職員の皆さんは全体の奉仕者として働いていただく上では、生き生きとそのやりがいを持って働いていただくような環境が本当に必要ではないかと思っています。

そういう点で、今の市役所で働く皆さんの仕事量が、さっきの答弁でもございましたように、市民ニーズの多様化であったり高度化、または権限移譲によって事務が非常に増えて、権限も責任も増えてきている。加えて全国各地で起きている災害に対する対応なども求められてきていることで、非常に慢性的な人手不足の中で頑張っているのが現状だと思っています。

そこで、改めて代表質問で市長からも答弁いただきましたけれども、最初に、新年度、摂津市の職員体制はどうなのか。どういう状況で年度当初スタートしていこうとしているのか。正規、非正規、会計年度任用職員の状況について教えていただきたい。

会計年度任用職員についても、2回の更新ができて3年雇用された後、もう一回採用試験を受けて、もし希望されるのであれば再雇用になりますが、3年たった時点での再雇用の状況等についても分かりましたら、教えていただけたらと思います。

次に、四つ目が、女性施策についてです。

これも代表質問でお聞きしていたので、少し続きを聞きたいと思っています。

女性支援法がいよいよ4月から始まっていきます。国は既に指針を公表しております、都道府県レベルで基本計画が策定されていると聞いています。新年度、具体的に摂津市として、大阪府の基本計画と合わせて、どんな取組をされていくのかについてお聞かせください。

その中で、ぜひ教えていただきたいのは、女性相談支援員についてです。男女共同参画センターに配置されている女性相談支援員の体制についてどのような体制になっていくのか、お聞かせください。

最後、消防です。

消防については、5市共同運用が始まっていくことで様々なメリットなどもお話をさせていただいてきて理解をしているところであります。

市長の市政運営の基本方針演説の中でおっしゃっておられましたが、この消防・救急救助施策について、本年度からスタートする5市による北大阪消防指令センターの共同運用の効果をさらに発揮していくために、各地が消防力の整備指針等を踏まえた取組を進めていくことが重要であると言いました。

消防力の整備指針を、この間も何度か質問をさせていただいてきたかと思いますが、改めてこの消防力の整備指針とはどういうものなのか。

それから、この間何度か質問させていただいている中では、消防力の整備指針と摂津市の現有の人員とか、現有の消防力を比較すると、かなり低い状況にあったとお聞きしております。現状について、整備指針とは何ぞや、整備指針と今の摂津市の現有消防力との比較についてお聞きします。

加えて、5市共同で運用していくからには、他市との消防力の差があつては、そこ

は問題があると思います。そういう点で言えば、この北摂の中での摂津市の消防力、現有の消防力の状況は、他市と比べてどんな状況にあるのかについて、聞かせてください。

以上です。

○三好義治委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 それでは、安藤委員のまず1回目、グランドデザインのエリア全体の取組を今後どのようにして取り組んでいくのかについての質問にお答えいたします。

鳥飼グランドデザインでは、先ほど委員のお話にもありましたように、鳥飼地域の特徴を踏まえて、四つのまちづくりのエリアを設定しております、この四つに分けたエリア内での対策では解決ができない教育であったり、公共交通、コミュニティの活動、公園、ICTの活用による発信力向上、コミュニケーションの強化、この五つの課題につきましても、エリアごとではなくて地域全体で考える課題として、エリア全体の取組の方向性を示しております。

このエリア全体の取組に関しましては、各エリアの説明会の終了後に、そこでいただいたご意見を踏まえて、鳥飼地域全体を対象としたワークショップを開催いたしまして、改めて住民の皆様と市とで鳥飼地域全体に対する認識を共有して、住民の皆様と市と協力しながら、協働による取組について検討を進めてまいります。

続きまして2番目、水防センターと関係機関との調整について、どのようになっているのかという内容の質問にお答えいたします。

鳥飼地域の河川防災ステーションの上部施設となる水防センターは、淀川の水位が上昇してきたときには、堤防等の巡視の

ための控え場所、水防活動を行うための資機材の備蓄あるいは事前作業のスペースと、水防団の活動拠点として活用することとしております。

関係機関との調整に関しましては、今は設計前の段階ですので、近畿地方整備局との協議であったりとか、あと水防活動で、淀川右岸水防事務組合には、令和3年度に本市の鳥飼地域において、河川防災ステーションの整備計画があることをお伝えして、上面には水防センターの建設の計画があることも担当課から説明しております。

それ以降につきましては、整備計画の進捗状況は伝えておりますが、上部整備の検討に入る段階になったら、正式に淀川右岸水防事務組合と必要事項について、関係課と連携して協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、人事課に関わります質問です。

まず、新年度の体制でございます。

令和6年度当初の職員数の見込みですけれども、正規職員のみで申し上げますと654人で、前年より4人増となります。任期付短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員を含んだ人数でいきますと675人で、前年より6人の減となります。

あと、会計年度任用職員につきましては、今も試験を行っておりますので、実数は分かりませんが、一般会計予算上では、フルタイム、パートタイムを合わせて10名の減となっております。これは学童保育業務の一部委託に伴うものによる減が大きな要因です。

あと、再度の任用における状況の質問だ

ったと思います。

本市におきまして、実際に再度の任用を2回経て、3年たって会計年度任用職員の試験を受けて、引き続き会計年度任用職員となっている職員はおおむね9割ほどおります。試験を受けられた方の合格率はもう少し高いのかと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 由井副理事。

○由井市長公室副理事 それでは、4番目の質問にお答えさせていただきます。

まず、女性相談支援員についてです。現在、大阪府内で女性相談支援員を配置している市町村は14市でございます。その14市の中に摂津市も含まれている状況です。

女性相談支援員につきましては、摂津市は3名体制としております。

今回の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律につきまして、そこで重点的に求められているのが、若年被害の女性等の支援についても早期に対応することでございます。その点では、先ほどお答えさせていただいたように、大学でのゼミも実施しております。

また、DV対策に求められていることとしまして、DV部門と児童の専門の連携が必要だということも書かれております。先ほど申し上げました女性相談支援員につきましては、要保護児童対策地域協議会、家庭児童相談課の会議にも参加をしております。

また、今後につきましては、一時保護をした市町村について、府の支援調整会議に、令和6年度以降は参加することが求められているところです。

以上です。

○三好義治委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 それでは、5番目の

質問についてお答えさせていただきます。

消防力の整備指針は、総務省消防庁がある一定の消防力の基準を定めているものでございます。こちらは全国政令指定都市から、本市ぐらいの10万人以下の市ですとか、各市町村のある一定の基準を設けて、消防力のばらつきがないように、基準が定められております。

この基準の中身ですけれども、消防の施設でございますとか、消防車両、装備、それから人員の数を詳細な一定の基準を持って、それに各市町村の事情を踏まえながら各地域の状況などを含めまして、施設、機械、人員をどの程度充足できるかを示していただいているものでございます。

本市の状況ですけれども、車両におきましては83%と、かなり高い数値を充足しているものと考えております。ただ、人員でございますが、現在42%の充足率で、50%を割っていますので、人員的にはもう少し充足させていかなければならないと考えております。

その人員が少ない、充足させていかなければならないところは、安全管理の観点から、消防隊を編成する隊員数において、国が定める基準を下回っているところが現状でございます。当務人員の確保が大きな課題であると認識しております。

近年の働き方改革でございますとか、育児休業の取得等で職員の休暇等の取得が多いので、人員不足になってきているところもございます。

一方、火災に関しましては、発生件数は大きな増減はありませんが、防火対象物が年々増加しておりますので、それらに対する予防行政の必要性がますます高まっております。本市消防におきましても、予防体制の強化も必要となっているところで

ございますの、人員は充足を考えていかなければならないとは思っております。

近隣の消防等の充足率ですが、北摂では人口30万人以上の消防本部の平均では74%となっております。それから、人口20万人以上30万人未満では84%、人口10万人以上20万人未満では66%、人口10万人未満の消防本部につきましては49%となっております。全国的にも小規模消防本部におきましては充足率が低くなっているのが現状でございます。

今後につきましては、消防力の増強を図ることを目標に、あらゆる方策を研究、検証を行い、効果的な人員の活用、部隊の運用や消防広域化等についても検討しながら、消防力の維持・強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 2回目の質問をします。

鳥飼グランドデザインについてです。エリアごとの様々な市民との対話の中での磨き上げの作業が行われていると。ワークショップなども取り組んでいくとのこと。全体的にも他の計画と、整合性を取りながらやっていくとのこと。これも要望にしておきますけれども、市民からしてみると、もちろん鳥飼のまち全体の将来像であるとか、自分たちが住んでいるエリアをどうしていきたいのかという大きなまちづくりよりも、目の前に起きている具体的な中身で議論をするほうが意見を出しやすいし討論もしやすいのではないかと、この間いろいろ見ていて感じております。

先ほど副市長からも答弁ありましたけれども、大きなまちづくりをしていく上での手法であるとか、考え方について、プロ

である行政の側と、住民の側の意識の問題  
というところでは、そこでの乖離がかなり激しいとい  
うところでは、なかなか目指している  
ところには到達するのが難しいとの答弁  
もあったかと思えます。基本はそういった  
ものを目指しつつも、住んでいる皆さんの  
思いをどう受け止めていくのかだと思  
います。そういう意味では、より具体的  
な課題といえますか、テーマを挙げなが  
らワークショップなどで練り上げていく。  
その積み重ねの中で将来像もおのずと  
ついてくるのではないかと思います。発  
想の逆転的な物言いなものかもしれませ  
んけども、そういった取組をこの令和6  
年度以降、また工夫していただけたら  
と思えます。

とりわけエリアごとで設定するワーク  
ショップの題材として、もちろん皆さん  
の意見を集約して決めていただければ  
いいかと思うのですが、居住性向上エ  
リアのAで最初に取り組まれたのが淀  
川の河川敷の活用だったかと思えます。  
こういった具体的なテーマによって議  
論していただく。

例えば鳥飼北部、東部になりますと、  
昨日も少し議論がありましたけど、都市  
公園がたくさんあります。公園の存在  
はまちの魅力であり、暮らしやすさも  
反映するものでありますから、公園を  
どうしていくというワークショップをや  
りながら、公園を整備していこうと思  
ったら、そこに行くまでの交通手段が  
ないですとか、通うためには駐車場が  
ある、でも近隣には家があって、いろ  
んな騒音があると、いろんな立場か  
ら議論ができると思います。障害者  
の方が来たときに今のトイレでいい  
のか。具体的なところから出発した  
まちづくりの議論を、ぜひやってい  
ただきたいということ、要望してお  
きます。

その上に立って、もう一つ聞いてお  
きた

いのは、既にグランドデザインが策定  
されて、当初、令和4年度前半、7月  
にできましたから、もう2年、今度3  
年目を迎えるようとしています。ず  
っと最初から関わっている住民の方  
もいらっしゃいますし、いまだよく  
存在さえも知らない方もたくさん  
いらっしゃるかと思えます。

グランドデザイン通信も、2月に第5  
号を発行されて、周知も以前よりも  
努力してきていただいているかと思  
います。この間議論してきた中身に  
ついて、一定の成果物は無いんです  
けども、途中経過、中間報告的な  
ものを、どこかでやっていく必要  
があるのではないかと思います。エ  
リアごとでやったことを集約して  
発表し合って、お互いの気づきを  
共有化していくなどの議論が、今  
度全体の議論の中にも生かされて  
いくのではないかと思います。その  
中間まとめなどに関わる現段階で  
の到達点をどこかでまとめること  
についてお考えをお聞かせいただ  
きたい。

防災ステーションについては、まだ  
水防に関わって、具体的な計画が  
できていないこともあると思いま  
す。関係機関等、とりわけ淀川右  
岸水防事務組合の水防団員が摂津  
市にはたくさんいらっしゃいます。  
直接働きかけができるかどうかは  
別にしても、こういったものが今、  
流域治水の一環として摂津市に  
できると。それに向けて水防セ  
ンターのソフトの面でいろいろな  
意見や要望や現状のお互いの認  
識、それから現状の課題などを、  
すり合わせていくことも、計画  
ができる前の段階からもやって  
いくことが、実際に計画ができた  
後にすり合わせをしていく上では  
非常に役立つものになると思いま  
す。その点についてはぜひ、これ  
も要望しておきますので、早く  
からお互いの意思疎通を図ってお  
いて

いただけたらと思います。でき上がってからこうなりましたと持っていくよりは、今こんなことを考えていますと、こういうこと、何かないですかという交流をしていくことのほうが、実際にいろんなことが決まっていく過程と、決まった後の議論や、具体的な行動計画等も、スムーズに進むんではないかなと思います。行政側が、そういったスムーズな形で体制を取っておけば、住民の皆さんへの説明についても、これについては国土交通省で、これについては水防事務組合で、というように振られてしまうと住民にとってみると、もう何なのか、何も決まっていなかったりしないかとなってしまふようなことがままあります。そういう点についてぜひ早めに取り組んでいただきたいと申し上げておきます。

人件費のことについてであります。

代表質問でも市長が事務の業務量が増えてきたこととか、育休等で職員の負担が増えているし、この5年間実際増員傾向にありますよとおっしゃいました。財政状況を踏まえながらではあるけども、必要に応じて正規職員の採用人数も決定していくということも最後にまとめておっしゃっておられました。今の育児休暇の取得の状況も合わせて、今後の正規職員増に向けた人事施策について、中長期かもしれませんが、令和6年度の検討の内容も含めて、考えておられることについてお答えいただきたい。

会計年度任用職員についても、現時点で、市職員の中で、会計年度任用職員が占める割合が44.8%に達しています。会計年度任用職員の中の女性の比率は75.9%と、ここにも、もちろん職種の問題もありますが、会計年度任用職員の多くが女性に頼っているところも、男女間の賃金格

差の表れでもあります。この会計年度任用職員の在り方については、よりもっと精査していく、議論していく必要があるかと思っています。

その上に立って質問したいのは、会計年度任用職員の中の専門的な、例えば相談業務に携わっているなど専門的な分野の方々、本当に1年更新の不安定雇用でいいのか、3年で一旦切られてしまうような継続性のない仕事の仕方なのかです。

先ほど由井課長からもお話がありましたけども、女性支援相談員についても、会計年度任用職員だと。

これも後で同じように聞きますけども、児童虐待の問題でいっても虐待に関わる人員を増やした中で、専門的な職種の方々が頑張っていたらいいと思います。しかしそういった方々も会計年度任用職員で、本来市としてそういった方々の専門性を蓄積して継続的に安定的に市としての力を蓄えていくことが本当に必要だと思います。この会計年度任用職員の、特に専門職の方々の正規雇用化を私は図っていくべきだと思います。その点の考え方を令和6年度、代表質問の中でも聞きましたけども、具体的な考えがあれば教えていただきたい。

同時に、いきなり正規雇用へ令和6年度に切り替えるわけにいかないにしても、1年更新の問題、それから3年たったら再雇用のために再チャレンジしなきゃいけないという問題、こういう不安定な雇用の状態を解消するために任用の在り方について柔軟に考えていくことも考えられると思います。その点のお考えについて、運用方法の見直しについても、具体的なものがあれば、聞かせていただきたい。

女性施策です。

この間、女性相談事業を見ますと、法律

相談であるとか、女性相談であるとか、NPO法人に委託している相談事業と、弁護士など法律家の方に聞く事業とあって、女性相談支援員、男女共同参画センターで受けておられる女性総合相談という数が増えてきています。令和3年度にはコロナなどの影響も受けて少し減りましたが、令和4年度についても増えてきております。

この女性相談支援員の業務について、先ほども説明をいただきました。3名の体制で、ほかの市よりは比較的充実しているとか、体制をとられていると理解しております。ただ、ここも会計年度任用職員という対応であって、ここに一人でも正規職員を置くことはできないものなのかどうか。

予算書36ページにもありますが、国からの補助金がついております。437万円。この相談員の財源になっているかと思いますが、その点との関係も含めて、女性相談支援員の雇用の在り方について、お考えをお聞かせいただきたい。

消防であります。

充足率については、人員については42%で、決して高いとは言えない状況にあります。もし共同運用によって通信を受けてから指令を出す業務については非常に効率的に人員を運用できるようになってきて、2名が帰ってこられる。その分実際に活動する方々への予算を振り分けることができるということでもあります。それはしっかり活用していただきたい。同じ人口規模の中でも平均よりも低い状況にあり、これはきちんとそろえていかないと、もし運用の中で他市へ相互に支援をする上で、摂津市の車だけほかの市よりも少ない人数が乗っているようなことがあることを

意味するのではないかと思います。そういうことで、相互の信頼関係であるとか、今後一緒になって効率的な運用をやっていこうといえば、阻害要因にもなりかねないのではないかと思います。

そういう点で、改めて要望としておきますけれども、整備指針に直ちに充足させようと思えば、相当の人員を強化しないといけなくなってくる。それは努力義務ですので、そこを目指していくということではありませんので、いろいろな工夫をしていただきながらも、せめて共同運用していく他市と肩を並べられる整備力をつけていただくように。

これは人件費の問題もあるかもしれませんが、要は災害時に人の命や健康を守る、事故があったとき、急病になったとき、命を助ける大事なお仕事ですので、その点はぜひ充実に向けて頑張っていただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○三好義治委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 それでは1番目、2回目のグランドデザインの間接報告などについての質問についてお答えします。

鳥飼まちづくりグランドデザインの進め方につきましては、まずグランドデザインに記載している将来予想を地域の皆様と共有して、その将来予想を実現するために必要な対策を地域の皆様と協働して実施していくこととしております。

そのため、令和5年度はグランドデザインを知っていただくための説明会を順次実施しており、令和6年度もグランドデザインの磨き上げがまだ終わっていないところにつきましては、引き続きやっていくこととなっております。

説明会でいただいた意見を踏まえて、将

来予想の修正であったり、そういったところの共有ができた段階で、グランドデザインの今進んでいるところを、住民の皆様と市とで共有して、同じ方向を向いて取り組めるようにしていかなければならないと考えております。

グランドデザインの進捗であったり、市民の皆様へのグランドデザインの考え方の周知、そういったことを今後引き続き進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、人事課に関わります質問にお答えいたします。

まず、正規職員の採用の方針についてでございます。基本的な採用数の考え方として、退職する、市役所から離れる方々の人数の採用を行っております。ただ、総職員数として、平成30年度当初は615人でしたが、令和5年度当初には650人となりました。35人増えたわけですが、この内訳は、虐待対応の強化に係る増員、こども園におきまして3園体制が続くことの増員、DXの推進に向けての増員、育児休業の代替としての配置といった、必要に応じた増員の採用を行っております。

育児休業の状況についてです。令和5年度に1日以上育児休業を取得した職員数は、女性で24人、男性で19人、合計43人となります。おおむね単純に、1課当たり一人の育児休業取得者がいることとなります。

また、勤務時間を短くする育児短時間勤務、あるいは部分休業を取得している職員は23人おります。育児休業を650人中40人程度取得している状況を踏まえる必要はあると思います。

採用における運用といたしましては、育

休を取る職員は育休取得後、復職してきますが、その時期にまた別の職員が育児休業を取得しているところでの運用をしております。

また、正規職員全体の話ですと、先ほど嶋野委員からも質問がありましたが、技能労務職における採用については、給料などの課題がございますけれども、組合と協議をしているところでございます。

一方で、南野委員から質問ありましたが、人件費が前年度比較で4億円程度増えております。ほとんどが人事院勧告や会計年度任用職員の勤勉手当など、制度改正分とはいえ、財政的な影響は非常に大きいと考えております。

全庁を見ますと、業務量の増、あるいは時間外勤務時間数が多い課もございます。人が変わったりしますと、当然育成の期間が必要となります。人を育てるのも当然時間がかかりますし、こうしたことを踏まえて、これは昨日の塚本委員への答弁で申し上げましたが、人件費査定の場合、それ以外におきましても、各所属長とはよくよく話しております。

そこで、もっと効率化できると感じるものもありますし、また部下育成の話もさせていただきます。いい意味で楽をするといえますか、仕事の効率を上げるためには職員がよく勉強し、よく考えて、成長、育成することが大事であると考えています。業務量が増える以外、理屈上、職員が育てば、そうでないときと比較して職員数は少なくなっていると思います。その上で、必要なところにはしっかりとヒアリングをして、必要であれば職員の配置を行っている結果、職員数が増えてきている状況となっております。引き続き、所属長には人材育成や業務効率化を図ってもらいつつ、必要に

応じて職員の増減配置を行っていきたいと思います。

あと、会計年度任用職員についてでございます。

専門性の高い会計年度任用職員を正規職員にとのお問い合わせであったと思います。採用試験の大前提は公平・公正でありまして、これは現在、市役所で働いている方とそうでない方も、当然公平・公正であるべきことから、市役所で働いていることを基に優遇ということにはいきません。皆さん同じ土俵で、採用試験を受験していただく必要がございます。

継続的という部分につきましては、総務省通知で、前の任期における勤務実績による再度の任用は2回までとする通知を踏まえた上でお話をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、再度の任用から試験を受けて、引き続き会計年度任用職員となっている職員が9割ほどいます。会計年度任用職員制度が令和2年度から始まり、4年が経過いたします。地方公務員法上の公務員とのことで、会計年度任用職員にも人事評価の制度を導入してきましたが、3年たって試験を受けて再び会計年度任用職員となっている職員の人事評価を見ていますと、しっかりと標準以上の評価結果となっております。

これは、人事評価の結果が能力の実証として機能していることの裏づけでもあり、結果的に、採用試験の結果と人事評価の結果には大きな乖離はないということであると考えています。

なお、高槻市のように、会計年度任用職員の再度の任用を4回まで認めている市もございます。

こういったことを踏まえながら、任用の在り方、1年ごとの任用は会計年度任用職

員の在り方から変わりませんが、再度の任用について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 由井副理事。

○由井市長公室副理事 それでは、2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、女性相談室の開設日ですが、週7日のうち水曜日と日曜日を除く週5日開設しておりまして、就労されている方の相談を含めて、第3、第4火曜日は夜の9時まで、また土曜日も開設しております。

女性相談支援員の業務としましては、先ほど嶋野委員の際にお答え申し上げたように、中学校、高校の出前授業、大学ゼミ、先ほど申し上げた要保護児童対策地域協議会の会議、あと本来の相談業務を実施しております。

また、公的支援につなぐことが多いことから、ひと月に一度本庁と必ず相談ミーティングを行い、公的支援の漏れがないか、また相談の検証を行うことも行っております。

会計年度任用職員の件ですが、女性支援推進等事業費補助金につきましては、正規職員では補助金として該当せず、非常勤職員であれば2分の1、人件費が支給されるものとなっております。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 鳥飼グランドデザインについてです。よく答弁が聞き取れなかったのですが、ただ、具体的に現在の到達点で、もしくは一定の時期で、具体的に中間報告的なものというのを、何かしら考えておられるのかどうなのか、お答えいただいたのかよく分からなかったんですけども、やるかやらないかのお考えがあるのかないの

かだけ、もう一回聞かせてください。

副市長も、1年延長して今期で退任されるとのことです。

グランドデザインについては当初から現場に入って住民とのやり取り、直接やり取りもしてこられていたということ言えば、とにかくお疲れさまでしたと言いたいのですが、まだまだ道が非常に半ばの事業であります。当初から副市長は住民説明会の中でも、参加されている住民の皆さんからは、なかなかこのグランドデザインに対するイメージ、それからどんなふうに進めていこうとしているのかがわからない。何か目の前が何も見えない中で踏み出してきている状況の下で、いろんな意見や厳しい意見等が出されてきたかと思います。

2年たちました。一定進んできています。もちろん住民の中にいろんな受け止めがあるかと思います。副市長、当初から言っておられた手法、新たな手法を取り組んでいるので、なかなかすっとはいかないものだ、最初からそんなようなことを、困難さを一定承知の上でスタートさせていたような感じだと思います。今回、一応3年たった段階で、現到達点をどう見るのか。

改めてやってきたことの中で、課題とすべきことは、きちんともちろん申し送りされていることだと思います。もちろん副市長が考えた手法から、まだ発展的に、違うやり方を採用していくこともありだと思います。そういう意味では、どんなところを大事にしてきて、これをどう進めていってほしいのか、思いのようなものがありましたら、最後にお伝えいただきたい。

人事です。資料をいただきまして、要望にしておきますけども、会計年度任用職員の専門性のあるお仕事です。由井副理事からもお話があったように、女性相談支援員

のお仕事の内容を聞いてみると、本当に専門的であって、週5日3人で回しておられるとはいえ、市の業務との連携であるとか、要保護児童対策地域協議会への参加であるとかで言えば、専門性もありますし、継続性も非常に重要なものであります。こういったお仕事が会計年度任用職員の短期での雇用という形で、続けていっていいのか。それだけのことをやっていただいている方に対しても失礼でありますし、市としても非常に損失であって、きちんとした正規職員として育てていく、もしくはそういった方々を雇用した上で、それを摂津市の力として身につけていく上では、会計年度任用職員という制度を利用するのではなく、正規で雇用していくことを、考えなければいけないのではないかと改めて申し上げておきます。議論していただきたい。

女性支援についても、今と同じこととさせていただきます。やっておられる方は非常に重要でありますし、まさに人権関係は、女性の尊厳を守る大事な事業であります。相談事業だけでなく、一時保護にも関わっておられますので、もちろん国の方針が会計年度任用職員にしかお金出さへんというのは、その意味合いを私は理解しかねるわけです。女性支援のための法律をつくっておきながら、非正規雇用の方々にしかお金を出さないのは、本当にやる気があるのかと、言い過ぎなのかもしれませんが、そういう点は国に対しても働きかけをしていかないといけません。市として主体的に、私たちの市が市民や女性の命や権利や男女平等というのをどう考えていくのかが、こういった職員の採用にも表れてくると思います。そういった議論を、庁内で進めていただきたい。私もまた要望し続けていきます。

以上です。

○三好義治委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 1番目、3回目の中間報告をするのかのお問い合わせだと思っています。

先ほどの答弁で、うまく伝わらなかったのかもしれないんですけども、今ランドデザインの説明会では、将来予想の磨き上げがまだ終わっていないところがあります。まずそちらのエリアについて、来年度、引き続き説明会を実施していきまして、地域住民の皆様と将来予想の磨き上げを行って、住民の意見を踏まえた将来予想、エリア内での共有化をしていきます。

それが終わると、ランドデザインの全てのエリアでの将来予想の共有ができたというところになりますので、まずその段階で、ランドデザインの進捗を、市民の皆様へ周知することは非常に大切なステップだと思っています。

そのような中で、市民の皆様にランドデザインをしっかりと、共有していく。そういう形が中間報告になるのかは、また今後内部でも検討を進めて形づけていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 福渡副市長。

○福渡副市長 冒頭から申し上げている新しいやり方も、端的に言うと、計画段階からの住民参加を実際にやっていきかけたのがそもそもの発端です。

計画段階からの住民参加は本当にできるのかということ、大概できていません。というのも、最初に嶋野委員からの質問にあったように、住民の方々がそもそもまちづくりをあまり知らないのが大きな壁になっていて、それを抜いて、計画段階から入るかということ、なかなか入れないという

のがあります。

だけれども、それをあえてやっていったのは、摂津市に住まわれている皆さんも、摂津市をもっともっと好きになって、もっともっと自分のなりたいとか、自分の想像するよりよい摂津市をつくる行為に参加していただいて、一緒につくり上げていく。住民と市役所が一緒に動くとなったらすごくいいと思っていて、それを無理やりではないですけど、頑張ってもらいたいと思っていました。

大事にしなきゃいけないことは何なのかは、一番、今度は職員側に対しての話なんですけれども、まず情報をどんどん出す。いっぱい出す。持っている情報は基本的に全部出すことをしてほしいと思っています。勝手に職員で情報を取捨選択して、これでいいじゃないかというよりも、逆に、職員は住民たちの気持ちを察して、あらかじめ必要になるだろうという情報も含めて、できるだけ前広に情報を出す。一緒に考えることをやっていっていただきたいと思っています。

なので、本当に住民と一緒に頑張れるためにも、その情報はできるだけいっぱい出すことはすごく大切だろうと、考えているところでもあります。

後半もおっしゃられていた、やり方はいろいろあるのではないかとのことです。おっしゃるとおりで、今、日本でそれをやろうとしているいろんなところがぼつぼつやっとなってきているところではあります。皆さんすごい苦労してやられているので、これでやれば完璧だというのはないのが実態です。

ですので、摂津市には摂津市に合った一番いいやり方が多分あるはずですので、それはもう途中でどんどん変えて、一番住民

と市役所と一緒に歩いていけるようなやり方を見つけていただければいいかと思っております。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

中間報告的なものというのと、私、聞いておきながらこんなこと言うのも何なんですけども、それぞれの進捗もあるかと思えます。何もまだ成果が出ていない段階で、中間報告はできるのかというようなことになるのかもしれないんですけど、少なくとも2年たちました。関心を持っていた人も、まだやっていたのかという話になってくることであるとか、もうその言葉さえも聞こえなくなった。1回説明会をやったけれども、よく分からなかった。それで離れていってしまって、関心が薄れていくことが一番怖いことだと思っています。

ですから、一定の成果物が整っていない段階でも、2年たちました。鳥飼グランドデザインのこの2年間の歩みのようなものの形を報告していただいて、今こんなことを考えています。次回こんなことをやっていこうと思っています。あなたのまちではこういうことが課題になっていますということを、少しまとまった形で、いろんなところで発信してもらうことが重要ではないかという意味で聞きましたので、ぜひ検討いただきたい。

それから、副市長からもお話がありました。3年間本当にお疲れさまでした。

まちづくりのことが住民はなかなか分からないのは、当たり前のことであって、そこに難しさもあるかと思いますが、計画形成段階から住民参加でやっていく。それから情報をどんどん出していただくのは、本当に大事なことだと私も思っています。

まちによっていろいろなやり方の違いもあるでしょうし、住民の皆さんといろいろな意見をやりながら、批判をいただきながら、お怒りもいただきながら、でも粘り強く継続的に、議論をやっていくことそのものが、グランドデザインの取組の一つの成果にもなると、以前から申し上げてきました。そういう点では、住民の皆さんの声を聴きながら、住民の皆さんが分かりやすい形で発信をしていただきながら頑張っていたきたい。そのためには、鳥飼グランドデザインの担当が、あんまりころころ変わっては、住民からの信頼がなくなっていくと思います。きちんと継続的に、頑張っていた体制と、体制強化も含めてお願いして、終わります。

以上です。

○三好義治委員長 以上で、市長公室、総合行政委員会、消防本部に関わる質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時18分 休憩)

(午後2時21分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第5号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第26号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時22分 休憩)

(午後2時23分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

次に、議案第18号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時24分 休憩)

(午後2時25分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

次に、議案第34号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、議案第34号、摂津市減債基金条例を廃止する条例制定の件で、質問させていただきます。

まず、この減債基金条例においては、地方財政法第4条の3第1項がその根拠となっているかと思えます。改めて、この減債基金条例を廃止する提案に至った経緯、その点を説明いただきたい。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、減債基金条例の廃止に至る検討の内容等につきましての質問にお答えさせていただきます。

まず、減債基金条例の設置目的といたしましては、市債の償還財源を確保して市債の適正な管理を行うため、減債基金を設置するということがございます。

その中で、この減債基金の処分をどういうふうにしてすることができるかが条例に書かれております。その中で四つ、次の各号に該当する場合に限り基金の全部または一部を処分することができるという条文がございます。その四つを申し上げますと、

経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において市債の償還の財源に充てるとき。二つ目が、償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。三つ目が、財源対策債等特定の市債の償還のために積み立てた資金をもって当該市債の償還の財源に充てるとき。四つ目が、償還期限の満了に伴う市債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において、市債の償還財源に充てるときとございます。

実際、減債基金の処分を行うと考えましたときに、先ほど申し上げました3番目、財源対策債等特定の市債の償還のために積み立てた資金をもって当該債の償還の財源に充てるときということが目的の一つであると思えます。そこにつきましては、提案説明の折にも、説明をさせていただきましたけれども、その対象となる償還も終了しておりまして、基金設置の目的が達成されたものと考えております。

あと、そのほかの処分の条件を考えましたときに、なかなか経済事情の著しい変動等によりということも、今後、考えにくいということと、繰上償還という部分につきましても、あまり現実的に行うことはありません。実際この繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるのは、財政調整基金でもそのために処分はできるということも重複してございます。四つ目の償還期限の満了に伴う市債の償還額が、他の年度に比して著しく多額となる年度において市債の償還財源に充てるとありますが、今後いろいろ予算の審議の中でも、地方債の発行、償還金がどうなっていくかという話もございましたが、以前の非常に財政状況が厳しいときと比べますと、公債費の金額も全然違う金額になってまいりまして、令和6

年度の予算でも20億円を切っているような状況です。今後、また建設事業費等が増加してまいりますときに、どうしても市債の発行を余儀なくされるところはございますが、それをしたとしても以前のように、ピーク時には60億円を超えるような元利償還金がございました。そこまで行くようなことではございませんので、実際的にこの四つ目の市債の償還財源に充てる時というのも想定ができないかと考えております。今後の需要を考えましたときに、果たしてこれをこのまま置いておくのか。これも特定目的基金の一つでございます。目的があまり需要としてなくなったところで、基金を存在させておくことはどうなのかが一つ検討としてはございました。

そしてもう一つ、また申し上げておりますところの、今後の財政状況のことにつきましても、これから公債費等ではなくて社会保障費が増加してくるとか、市税の収入も労働の年齢人口も減少していくことを考えますと、これから厳しくなっていくということもあります。実際に令和6年度の予算を組んだ後の令和6年度末現在高、主要基金を見ましても、74億円ほどとなったときに、令和7年度予算を組んでも、令和8年度、もしくはその間でいろいろな事情が起こったときに、財政調整としての財源がなければどうなるのか、いろんなことも勘案がされるところかと思えます。

廃止の部分については目的が達成されたことが大きいですが、その後には申し上げた要因も含めて検討はさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 詳細なご説明ありがとうございます。

それをもっと以前に議論できればよかったのではないかと思います。昨日、奥村副市長からも市債の適正な管理という答弁をいただいております。現在を見ていくと、市債の現在高見込額自体は上がっていているわけで、将来の償還額はある程度見とかなきゃいけないと思っています。

その一方で、せっかく財政課長から正直な思いもいただいたので、話をしていくと、来年度の予算編成において、市税が0.9%減とのこと。これから市税の減少傾向は続いていくだろうと思います。ほとんどの予算が歳出でカットしていているにもかかわらず、どうしても削れないところは民生費です。ここが14.3%、26億4,700万円増で、どうしても見ていくと、今後の予算編成が難しい部分が出てくると思います。

令和5年12月末の監査の調書を見ておきますと、財政調整基金で73億9,700万円から50億円、一時借入れしています。減債基金は3番目に大きい基金で、この時点では16億3,700万円の積立があるわけですが、財政調整基金から50億円も組み入れる、一時借入れをすることは、今後増えていく需要に対して、今の財政調整基金ではなかなか厳しくなってくることを予想した上で、この減債基金を廃止せざるを得ないという判断に至ったのではないかと思います。減債基金条例上では、第5条で、市長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるかとあります。これは、いわゆる禁じ手でありまして、やるとかなり難しいところがありますので、一旦これを廃

止して財政調整基金に入れようとしているのかとお思うわけです。

そういった話を深掘りして議論して、我々も説明責任がありますから、しっかりとやらなきゃいけない部分においては、議論して、市民に対してこういう意味で減債基金を廃止すると説明するべきだと思います。現状では、北摂7市で見ますと、減債基金ありが摂津市、箕面市、豊中市、高槻市、基金なしが池田市、茨木市、吹田市になっているかと思えます。このなくすという意味合いは、かなり重たく、捉えています。一旦、減債基金をなくして、今後の運用に当てることについてのその意味合いについて、他市と比較して、考えがあればお聞かせください。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、2回目の質問にお答えいたします。

最初に、先ほど塚本委員から、基金の条例に書いてあります繰替運用のお話がございます。これについては禁じ手ではないかとおっしゃられました。繰替運用ができますということで、条例にうたっていること自体は、別にこれをしたとしても、ちゃんと定められていますので、そういうことではないと理解はしております。

ただ、ここに書かれていない条件で、何か繰り入れてしまったとか、そういうことがあると、禁じ手という形になるのかと理解をしております。

先ほどの考え方、減債基金を持っているところ、持っていないところ、持っていたけれども、これを廃止する意味合いはどう考えておるかでございます。

特別に減債基金だからどうこうということではなくて、実際に市債の償還は、今後支払いをしていかなければならない、ほ

かのいろんな事業をカットすれば済む問題ではない。必ず支払わなければならない義務的経費であると。それを確保していくのが最低限必要ではないかというところにおける減債基金の考え方があると思います。

ただし、今までも減債基金の額で、その年の償還財源の全てに充ててきたわけではないです。一部を充ててきたところがございます。後年度の市民の方の負担というのもありますので、その年その年の市税収入であったり、市民の方にも負担をいただくところにおいて、減債基金で全てを賄っているというわけではございません。

また一つ、大阪府の例で言いますと、公募債で、借入れの部分を国債のように市場に出して、そこで借入金を借りて、実際に償還をするときに、我々は借りた先に毎年毎年償還をしていっています。そういう公募債等で借りた場合には、最後に満期一括の返済がございます。そういうときには、その年度で一気にたくさんの償還の財源が必要になります。そういうところにおいては、毎年毎年の積立てをする考え方は必要であろうかと思えます。

ただし、摂津市においては、そういう手法での借入れがありませんので、そこにおいてこの減債基金がなくなったから、財源手当が即できませんということではないと思っております。

先ほどその目的の話を申し上げましたが、目的がない部分、将来出てくるかも分からないところもあろうかと思えます。それにつきましては、この減債基金をもって充てなくてもよいような償還の計画を、過去を繰り返さないために、我々はこれからやっていきたいと思っております。

目的がないけれども、いろいろ置いと

たほうがいいのではないか、決断を先に延ばして置いておだけというのは、今、財政を預かる者として決断すべきときに決断をしなくて、後年の職員や、市民に迷惑をかけるようなことはできませんので、今、考え得るところにおいての決断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 こういった部分で、いきなりぽんと出されてきてしまったことに対して我々は驚いて、構えてしまった部分もあると思います。総務省にある決算カードで見ていくと、本市の財政は他市に比べて非常に手堅くいつている。全国の自治体に比べると、かなり手堅くやっていたいでいるのはもう承知しています。実際、数字として表れていると思っています。

それに対して、資金がショートするかもしれない、資金繰りができなくなるかもしれないというリスクに対しては、先日、山口部長からもありました健全な危機感です。これをもって、当たっていった結果、この決断に至ったというところの説明を事前にいただいてたらよかったのではないかと思います。

なので、そこについては、一定こういう形でやりたいと、この方向でいくという打ち出し方です。非常にお金については難しい部分があると思いますが、そこを慎重にやっていただきたかったというところを正直申し上げて、一応、1回腹を割った状態でもう1回お話ししませんかということで要望させていただきたい。

私からは以上とします。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、妹尾副理事の補完になると思いますが、私から答弁させて

いただきたいと思います。

減債基金の廃止ですけれども、令和3年度当初予算から、一般会計の基金からの繰入金が増えております。令和3年度から総額400億円を越す予算の財政規模となっております。

ちなみに令和3年度では、当初26億7,000万円の基金からの繰入金、それから令和5年度につきましては、29億9,000万円、令和6年度の当初では24億9,200万の基金の繰入れになっております。

ところが実際には、当初予算でそういう多額な基金をやりますけれども、決算をしたときに、ほとんど基金は返ってまいります。それから基金にも積立てができることになっております。ここ数年の間には、基金は6億円か7億円ぐらいを取り崩した結果になっております。

そのように考えますと、要は予算組みとして、歳入歳出は同額でなければなりませんので、歳出に合わせたいわゆる歳入を組むこととなります。それには、基金からの取崩し、これをもって初めて予算組みができると。でも結果的には基金が余ってくるようになります。

ちなみに令和4年度決算、一番最近の決算では、当初予算案は40億9,400万円の取崩しで出発いたしました。それから年度途中で2億2,800万の補正を行い、それから、決算では、実に4億400万円の取崩しに終わっております。この中身を見ますと、歳入では税が、当初予算よりも増えております。それ以外の歳出決算の中には、当然、予算額との乖離が出てまいります。

一番端的な例が、いわゆる工事請負費を予算計上したときに、これは設計予算で予

算を組みます。ところが、実際入札をする  
と入札差金が出てまいります。そういう積  
み上げの中でいわゆる歳出の不用額が出  
てきます。そういう意味からいたしますと、  
実際にはたくさんの基金を予算で組みま  
すけれども、決算では、それが大きく低減  
されて、結果的にあまり基金を使わなくな  
っていることになります。

予算の規模からいたしますと、今までの  
経験則の中で言えば最大10%返ってき  
た年度もございます。歳出の不用額のみな  
らず、歳入の先ほど言いました、市税の増  
もございます。そういう部分では、現計予  
算から10%返ってくる年度もあります。  
それを当てはめますと、400億円の予算  
規模で、もし3%の不用額が出てくれば、  
12億円返ってまいります。それから5%  
であれば20億円、それから7%であれば  
28億円が返ってまいります。

そういうようなことを考えますと、今ま  
での経験則の中でいきますと、今まで、当  
初から基金の繰入れをやっていきますとほ  
とんどが返ってくる。ところが令和5年  
度を考えたときには、そのほとんどが返っ  
てこなくて、だんだん基金が少なくなっ  
ていくのではないかと。これはしばらくの間、  
そういう状況が続くのではないかと。だか  
らそういう分では、基金のいわゆる財布を  
大きくしておかないと、当初予算の作成に  
は至らないことになります。

よく主要3基金と言われる財政調整基  
金、それから減債基金、それから公共施設  
整備基金等々ございます。これは別立ての  
条例になっております。厳密に考えたとき  
には、それは何のために基金が置いてある  
のか、こう考えたときに、お互いが運用を  
補完することになります。そういう意味で  
は、一つ一つの基金を取ってみるのではな

しに、全体を取って合理的に考えるべきと  
我々は思っております。

さっき減債基金の話がございました。何  
日か前だったと思いますが、京都市役所で、  
減債基金に手をつけて、それは禁じ手であ  
るということも報道されておりました。こ  
れはなぜかと言いますと、都道府県やある  
いは政令指定都市、非常に多額な資金の需  
要がございます。その中で、先ほど課長が  
言いましたように、一括償還をする場合が  
あります。公募公債で広く機関投資家から  
資金を集めて、それを歳入として、基金に、  
社債として発行することがございます。そ  
のときには、毎年の償還ではなしに、最終  
年次に元金を一括に返します。それまでは、  
通常返すであろう元金償還相当額の積み  
立てを行います。その積み立てがいわゆる  
減債基金です。それを、最終的に一括に出  
てくる元金償還金があるにもかかわらず、  
途中でそれを取り崩すとなると、一体その  
ときどうなるのかとのことで、禁じ手とい  
う文言を使って記事報道がなされてお  
りました。

我々、市にとりましてはそういう借入れ  
はしておりません。半年賦の元金均等、金  
融機関であれば、元金均等で返していきま  
す。毎年毎年、一般財源の中から元金を返  
していきます。そういう状況の差が当然出  
てまいります。そういうことを考えまして  
減債基金を大きく捉えますと、財源不足の  
ために、減債基金も一定寄与しているの  
ではないかと考えます。そうしますと、今ま  
での基金運用よりも、財政調整基金のほう  
が非常に便利であると考えております。

今後、だんだんと財政運営がしんどくな  
ればなるほど、当初予算の計上が難しくな  
ってまいります。そういう意味から、財政  
調整基金にオンをして、市民サービスを

きるだけ低下することなく毎年の予算計上をしたいと、そういう意図からでございます。

○三好義治委員長 次に、香川委員。

○香川良平委員 それでは質問します。

1 番目、妹尾副理事からもありましたし、代表質問の答弁でもありました。その部分で聞きます。

財源対策債等特定の市債償還のため、基金を積み立ててきたが、対象となる償還も終了しており、基金の目的は達成されたと考えていることから廃止に至ったとのことでありました。

聞きたいのが、財源対策債等特定の市債はどのような市債なのか、質問させていただきます。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、質問にお答えいたします。

市債償還の際に積み立てをした部分が財源対策債等ということがありまして、市債を借りますときに、こういう事業をしますので借りますと、建設事業債などいろいろあります。その中で、財源対策のために、通常であれば充当する市債の事業費の何%が充当率で、地方債を借り入れることができます。そこにつきまして、財源対策として、今までの補助金がカットになったりとか、財源不足のところ、地方団体にそこを埋めるという意味で、プラスアルファ、普通だったら充当率が、例えば75%のところ、財源対策としてプラス10%で充当できます、借りれますというような許可が下りたりと、そういう特別な財源対策用の市債がございました。

そのときには積み立てを、それ用に交付税に、その元利償還金を必要経費として、基準財政需要額で見ますよと。標準的な支

出と標準的な収入の差で地方交付税が交付されますけれども、そのときの標準的な基準財政需要額に、そういう特別な償還金については積んで計算しますというのがありました。その部分について、減債基金で積んで返すときにそこからの償還に充てましょうということで、最初そういう積み立てをしたというところがございました。

以上でございます。

○三好義治委員長 香川委員。

○香川良平委員 よくわからなかったのですが、要するに対象となる償還が終了したので、目的を果たされたということで廃止に至ったと思います。その対象となる償還が終了したのは、いつですか。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 平成4年度までそういう積み立てをしております。ですので、償還が終わっているところは、最大でも償還年限として20年が大半のものでございましたので、それからいきますと、もう既に平成30年頃には、その対象となる市債については、償還は終わっておったものと理解しております。

○三好義治委員長 香川委員。

○香川良平委員 分かりました。

その対象となる償還、平成30年頃には終わっていただろうとのこと。完済してから約5年たっているという理解でいます。

今回、減債基金を廃止する理由として、償還終了して、基金の目的が達成されました。役割を終えましたということで、廃止に至ったわけです。ここでおかしいと思うのが、それやったら、平成30年で目的が達成されたときに、その約5年前になぜ基金を廃止しなかったのかと思います。その

点に関して、1点説明いただきたい。

そこから完済してから約5年たった今、減債基金を廃止するのは、どうかと思います。何が言いたいかというと、整合性が取れないと思うので、その点も併せて答弁いただきたい。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、目的が達成されたのに、なぜ今まで廃止をしなかったのかとの質問でございます。

おっしゃられるように、目的が達成されたらすぐ廃止したらよかったのではないかとというのが1点あるかとは思いますが。

先ほどから、目的を達成したので廃止しますというところで、お話をさせていただいております。減債基金、本当になくしていいのかどうか。先ほど私から処分の仕方のところ、条例には四つありますという中で、現状に至っては、その処分の方法について、3番目のところについて申し上げた目的が達成されたということで、そのほかの部分も平成30年には達成されたとしてすぐ廃止にできたかと言いますと、我々もそこはすぐ廃止の結論に、なかなか至れなかったところがございます。

今後の財政状況も見て判断してきたという流れがございます。そここのところで決断ができてればよかったかもわかりませんが、我々も基金廃止ということにつきましても、重いものと考えております。

ですので、その部分について、今なくすべきか、今後財政状況の部分も考えるべきかについては、すぐにしましようというわけにはいかなかった。我々の決断の中でも、行く行くは廃止をしないといけないことは思っておりましたけれども、財政状況がどうなのだというところも考えながらきました。結果、今に至るといことが正直

なところかと思っております。

現状、令和6年度の予算編成の状況、また、これ以降の状況を見たときに、このまま基金を置いておいていいのかということも、決断に至ったところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 香川委員。

○香川良平委員 私も妹尾副理事と同じように、廃止というのは本当に重いことだと思います。

予算を組む上で、基金を広く使いたいというのは、もちろん理解できますし、減債基金をこうやって一般会計に1回入れて、財政調整基金に繰り替えるのも、私は一定やむなしかと理解はします。ただ、条例まで廃止する必要はないのではないかと思います。残高はゼロになっても条例だけ残しとったらいいのではないのかと思います。

代表質問でも、うちの会派から触れさせていただきましたが、同じ時期に、北海道帯広市が減債基金を廃止して、新しい公共施設整備基金か何かに振り替えることがありました。先ほど塚本委員からもありましたように、帯広市は去年ぐらいから、協議会か何か開いて議員に説明があつてと、しっかりとちゃんとしたプロセスを踏んでいるんです。いきなりぽっと出してとまでは言わないですけど、もう少し丁寧な説明があつてしかるべきかと思えます。どう考えていらっしゃるかはあえて聞きませんが、条例を出したら、どうせ通るやろうという見方をされているのかと、僕は個人的にはそう見てしまいます。こういうプロセスをしっかりと踏んでいない状況で出してこられても、僕は、はい分かりましたと賛成はしかねるなと思えます。議員の皆さんがどう判断されるか、私は分かりませ

んけど、もう少し丁寧な説明が必要であるべきだと感じました。

以上です。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、基金について、我々の反省も含めまして、説明をさせていただきます。

基金には、財政調整基金とそれから目的基金がございます。目的基金で、今、うちが持っている部分でいきますと、減債基金も目的基金であろうと思います。それから公共施設整備基金も、目的基金であろうと思います。

ただ、このところでいろいろ減債基金や、あるいは公共施設整備基金と言いましても、非常に範囲が広うございます。

過去を振り返ってみますと、庁舎建設のための基金の条例もございました。それから、福祉会館再整備基金というのもございました。これは目的がはっきりしています。福祉会館を建てる、あるいは庁舎を建設する。これを実現するための一つの基金として積み立てをし、それから実行したときにはその基金の役割が終わると。

ところが減債基金、それから公共施設整備基金はぼんやりしていますので、一体何をもって基金の役割が果たせるのかということになります。このところで、一定こういう基金の中では、もう少し厳密に、規定をするべきであろうとまず思っています。

こういうことは、公共施設整備基金とか、あるいは減債基金は、都道府県や政令指定都市でいきますと、最終の償還に合わせるために積み立てをする目的がはっきりしています。

ところが、摂津市の減債基金は、償還に充てる、そしたら一体何の償還に充てるん

だということも不明確でございます。そういう部分では、一旦、減債基金を廃止させてもらいますが、何らかの形で、特定に事業があった場合には、基金を設定して、この事業はしっかりと成し遂げるという意味合いの基金が、今後は出てくると思っております。そういう部分では、公債費のための償還の基金、それから公共施設整備のための基金、これは個人的にそういう基金は疑問があると思っております。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後3時 3分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

南野委員。

○南野直司委員 それでは、減債基金を廃止するという部分で、私も市民の方へ説明するのに、間違えていたらあきませんので、簡単に教えていただきたい。

まずは、減債基金を廃止するという大きな理由として、時代の変化によって一定の役割を終えたということで、そしてその財源が約16億円ありましたけども、まちづくりあるいは市民サービス等に広く活用するために、財政調整基金に繰り入れますということだと思います。

その上で、これは令和3年の摂津市の財政状況の見える化のホームページのところに載っていた資料を見させてもらうと、平成2年3月に、この減債基金と、そして公共施設整備基金が設置されました。平成2年の4月には国際交流基金ということで、これは特定目的基金になりますけども、設置されました。この財政調整基金は、昭和50年3月にもう既に設置されています。シンプルに考えたら、別に減債基金を設置せんでも、財政調整基金があるので、そこに積み立てておいたら、いけるやんか

と思います。でも、平成2年3月に減債基金を設置された理由としては、先ほど議論あったと思いますが、一括償還が伴うような借入れがあったら今後あかんから、設置しておいて、積み立てておこうということで設置されたと思います。一定の役割を終えたから、廃止していこうと、今後もそういう性質の借入れはもうないだろうということで、廃止して、それを用途の何でも使える財政調整基金に繰り入れて、市民サービスの向上に使っていこうということであります。まずは1回目に、この考え方で間違えているかどうか、教えていただきたい。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは南野委員からの質問にお答えいたします。

先ほど基金の設置状況のところ、ホームページで私どもが掲載しているところ、ご覧いただきましてありがとうございます。その中で、おっしゃっていただきましたように、減債基金等特定目的基金を設置いたしましたのは、もともとは財政調整基金しかありませんでしたけれども、これからいろんな住民サービスを行っていく上で、それぞれに必要な目的に応じた基金が必要となってくるということがあった部分と、減債基金に関しましては、今後その財源不足を地方債で補っていくことが出てくる場所があって、今後公債費もだんだん増加をしてくるだろうと、大変になるだろうということがありました。このため、積み立てを行うために基金を設置しようということがございましたので、おっしゃっていただいている状況でございます。

また、今後につきましては、減債基金の部分では、償還金にしか充てれなかった内容でしたけれども、財政調整基金に移るこ

とによって、当然償還金に対しても財源の充当もできますし、広く市民サービスに対しての財源調整をして活用できることから、今回廃止をして、財政調整基金に積み立てをしたところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 南野委員。

○南野直司委員 もう一つお聞きしたいのは、減債基金を廃止して、そして財政調整基金に繰り入れました。あと、特定目的基金は、公共施設整備基金であったり、幾つか、五つぐらいあります。それ以外の、借り入れの地方債の償還は、この財政調整基金で償還していくことで間違いはないですか。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、2回目の質問にお答えいたします。

公債費償還金をどういう財源で充てていくかでございます。先ほども少し触れさせていただいたところでございますが、毎年毎年の予算を計上いたしますときに、収入の部分で一般財源としての市税、そういったものも市の歳入としてあります。

特定財源と決められたようなもの以外の部分、一般財源と呼んでおりますけれども、そちらで賄うことができれば、財政調整基金からの財源充当はなくて済みますが、全体の中で、その部分が足りないということであれば、基金から繰入れをして、一般財源としてその他の歳出のところに充てることもあります。公債費もその中の一つで、全体の中では減債基金ではなくて、財政調整基金にした場合には、そちらからの財源充当も出てくることはございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 次、嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 質問じゃなくて、意見

というか要望として、申し上げておきます。私は今回の議案第34号、減債基金を廃止できる状況になったということを、まずは是として、受けていきたいと思っています。

というのは何かと言いますと、非常に厳しい財政状況であったときに、この減債基金が一定歯止めとなって、地方債の償還に取り組んでこられたわけです。そのときこの減債基金があることが、非常に大きな意味があったと。恐らく庁内的に言っても、しっかりとこの状況に向き合っていかなあかんということで、職員の皆さんが強く自覚をしていただく意味でも、大変大きな意味があったと思っています。

もう償還が終わったというところで、この基金の目的が達成されたわけですから、私は廃止という方向は、当然のことではないのかと思っています。むしろ、財政が厳しい状況の中で、しかもこの減債基金の目的が、まだ達成されていないにもかかわらず、これを廃止ということになってくると、これは問題なのかと思っています。そうではないという状況を考えて、これは前向きに捉えていきたいと思っています。そこでございます。これは、意見として申し上げます。

○三好義治委員長 次に、安藤委員。

○安藤薫副委員長 減債基金の廃止につきましては、先ほどからるる説明をいただいておりますので、一定理解するものであります。

基金をどう見ていくのかと、先ほど副市長からお話がありまして、財政調整基金に今、組み替えていく流れであります。少し聞いておきたいのは、例えば今後、摂津市のいろいろな事業を見ていく上で、施設の老朽化であるとか、それに対する更新が山積していると。それが財政そのものも将

来的には圧迫していくリスク要因であるということ考えると、例えばもう一つ、目的基金である公共施設整備基金に50億円弱を積み立てておられます。中期財政見通しを見ますと、まだまだ公共施設の更新の需要が待っていると、理解するわけです。そういう意味では、目的を終えた減債基金を財政調整基金ではなくて、公共施設整備基金に充てていくことを、検討すべきものではないかと思います。廃止条例とは少し飛びますけども、その減債基金後の活用先として、公共施設整備基金になぜ振り分けられないのか、そういった検討をされるのか、聞いておきます。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、質問にお答えいたします。

減債基金を廃止した後の積み立てをするべき基金のお話でございました。

一つは、今後の公共施設を整備していくところにおいては、そちらに積んだほうが見えるのではないかというお話がございました。ただ、減債基金の原資につきましては、もともと一般財源からの積み立てをしているところと、先ほどから今後の公債費の心配ということも、おっしゃっております。公債費のところは、財政調整基金からももちろん財源充当ができますというお話もさせていただきました。

減債基金という目的があった部分で、公共施設のほうに積み替えるという相関関係があるのであれば、そちらにということも考え得るかと思っています。ただ、今後の公債費の部分も、全く心配がゼロかと言われると、公債費自体は払っていかなければならない経費であると思いますので、それを払っていくことになれば、財政調整基金で、広くカバーできる部分で基金を積み立

てたいと考えたところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 先ほど答弁申し上げたときに触れましたが、令和4年度でも、当初予算で40億9,400万円という基金の繰り入れで予算を編成しました。結果的にはごく10分の1ぐらいの繰り入れで終わっております。

こう考えますと、先ほど言いましたように、財政規模に対してどれだけの不用額が出るのか、これは想定できません。3%であれば、幾ら幾ら、7%では幾ら幾らと言いました。

過去の経験則の中で言えば、それなりの基金が戻ってきます。ただ、その基金が戻ってくるのは、決算をしてからの話になります。だからそういう部分では、当初予算のときに基金を持っておかないと、予算がまず組めないということになりますので、まずもっては財政調整基金に積み立ていただきました。

今ご指摘のように、公共施設整備基金、これも今後は必要になってまいります。今の基金で十分足りるかと言えば、老朽化のことを考えれば、まだまだ足りないと思っています。それはその都度の補助金とか、あるいは起債とか、そういう制度を活用しながら、できるだけ一般財源を少なくして、公共施設整備基金も温存していかなければならないと思っています。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫副委員長 基本的には将来を見越して、少しでも基金を積み立てておくことは、安心にもつながりますし、言ったら財政の側からすれば、安心して予算が組める点で言えば、財政的な、技術的な手法という形でも大事なことだと思います。その

辺は理解するものでありますし、公共施設、今後の更新についても、現状のその都度都度の財政状況に応じて、プライオリティを考えながら、場合によっては先送りをするという政策判断もしながら、それでもやっぱり毎年毎年の財政需要、それから住民からの今の生活の実態からして、やらなければならない事業を積み立てのためにやらなければならないわけにはいかないわけです。そういう意味では一般財源として活用できる財政調整基金に回すという意味合いで、そうなのかと一定理解するものであります。

ただ、基金積み立てありきというものではないとは思いますが。基金を積み立てても、市民の負担がどんどん増えていくとその土地の市民のための予算が削られながら、将来に必要なだと言って積み立てていくようなことがあったとすれば、もちろんそれがあつたから今があるという考え方もあります。しかし、自治体はそのときそのときの市民の実態に寄り添った行政運営をしなければならないという点で言えば、より柔軟性に活用できる財政調整基金に振り分けられるという説明については、一定理解するものです。

以上です。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時44分 休憩)

(午後3時45分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第19号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑

を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 4 6 分 休憩)

(午後 3 時 4 7 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

次に、議案第 1 7 号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 4 8 分 休憩)

(午後 3 時 4 9 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

次に、議案第 2 0 号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 5 0 分 休憩)

(午後 3 時 5 1 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

次に、議案第 2 2 号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 5 2 分 休憩)

(午後 3 時 5 3 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

次に、議案第 3 3 号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 5 4 分 休憩)

(午後 3 時 5 5 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

次に、議案 3 5 号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 5 5 分 休憩)

(午後 3 時 5 6 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第 1 号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成少数。よって、本件は否決すべきものと決定しました。

議案第 5 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 9 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。よって、本

件は可決すべきものと決定しました。

議案第17号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第18号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第19号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第20号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第22号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第33号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第34号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第35号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後3時58分 休憩)

(午後3時59分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

総務建設常任委員会における令和6年度の行政視察につきましては、昨年12月6日の本委員会で視察項目を協議させていただきました。視察項目につきましては、防災、公園、消防の3項目を候補とし、視察先や日程等について調整することとしておりました。これらの調整ができましたので、本日は委員長案として提案させていただきます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

日程につきましては、5月9日木曜日から5月10日金曜日の2日間で、視察先につきましては、福岡県朝倉市及び福岡県北九州市です。

視察1日目の朝倉市では、朝倉市復興計画について視察を行います。朝倉市は、平成29年7月の九州北部豪雨により、33名の方が亡くなるなど、甚大な被害を受けました。この豪雨災害により、朝倉市内各地では多数の土砂崩れが発生するとともに、河川の氾濫により広範囲で浸水被害が発生しました。

このような中、行政と市民などが話合いを通じて課題を共有しながら、復旧・復興

に向けて一丸となって進めてこられた取組について視察を行います。

また、視察2日目の北九州市では、地域に役立つ公園づくりについて視察を行います。北九州市は、老朽化している公園遊具や段差があることで、利用が限られる公園が多くあり、長年の課題とされてきました。このような課題を解消するため、公園の再整備について、計画段階から地域住民の意見を取り入れるため、ワークショップを複数回開催しながら、公園づくりを推進されてこられました。公園づくりを地域住民と一緒に進めることで、公園への愛着を高め、公園利用を活性化する取組について視察を行います。

以上が、視察案の内容となりますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 それでは、説明のとおり、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

(午後4時1分 休憩)

(午後4時5分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

それでは、朝倉市の朝倉市復興計画について、北九州市の地域に役立つ公園づくりについて、視察を実施させていただきますので、よろしく申し上げます。

なお常任委員会の所管事項に関する事務調査については、本会議最終日において、閉会中に調査することが諮られます。本委員会の所管事項については、行財政運営について、防災行政について、人権行政について、消防行政について、都市計画行政について、土木行政についてを令和7年3月31日まで、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

それでは、本委員会を閉会します。

(午後4時6分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 安藤 薫